

第1次

琴浦町行財政改革プラン

計画期間：2019年度～2021年度

2020年3月



目次

第1章 行財政改革プランの策定にあたって	1
1. 琴浦町の現状	1
(1) 琴浦町の人口	1
(2) 琴浦町の財政状況	2
2. 行財政改革の目的	4
第2章 行財政改革プランの基本方針	5
1. 位置付け	5
2. 基本理念	5
3. 計画期間	5
4. 推進体制	6
(1) 行財政改革推進本部	6
(2) 行財政改革推進委員会	6
(3) 進行管理	6
(4) 町民評価制度（事業レビュー）の導入	6
(5) 進捗状況等の公表	6
第3章 行財政改革プランの体系	8
1. 行財政改革プランの体系	8
基本方針とその取組事項	9
【基本方針1】 情報共有の徹底	9
(1) わかりやすい行政情報の発信と広聴機能の充実	9
【基本方針2】 財政構造改革	9
(1) 効率的・効果的な歳出構造への転換	9
(2) 歳入確保への取組	11
(3) 公的負担の適正化	11
(4) 公共施設等の適正管理	12
(5) 公営企業・特別会計の運営の健全化	12
【基本方針3】 行政体制改革	13
(1) 民間と行政の連携（行政の役割の見直し）	13
(2) 組織改革（組織力強化）	14
(3) 職員配置の適正化	14
(4) 職員育成（職員一人ひとりの能力を活かす）	15
(5) ICTなどの技術活用による事務の効率化	15
（参考資料）	17
用語解説（50音順）	17

第1章 行財政改革プランの策定にあたって

1. 琴浦町の現状

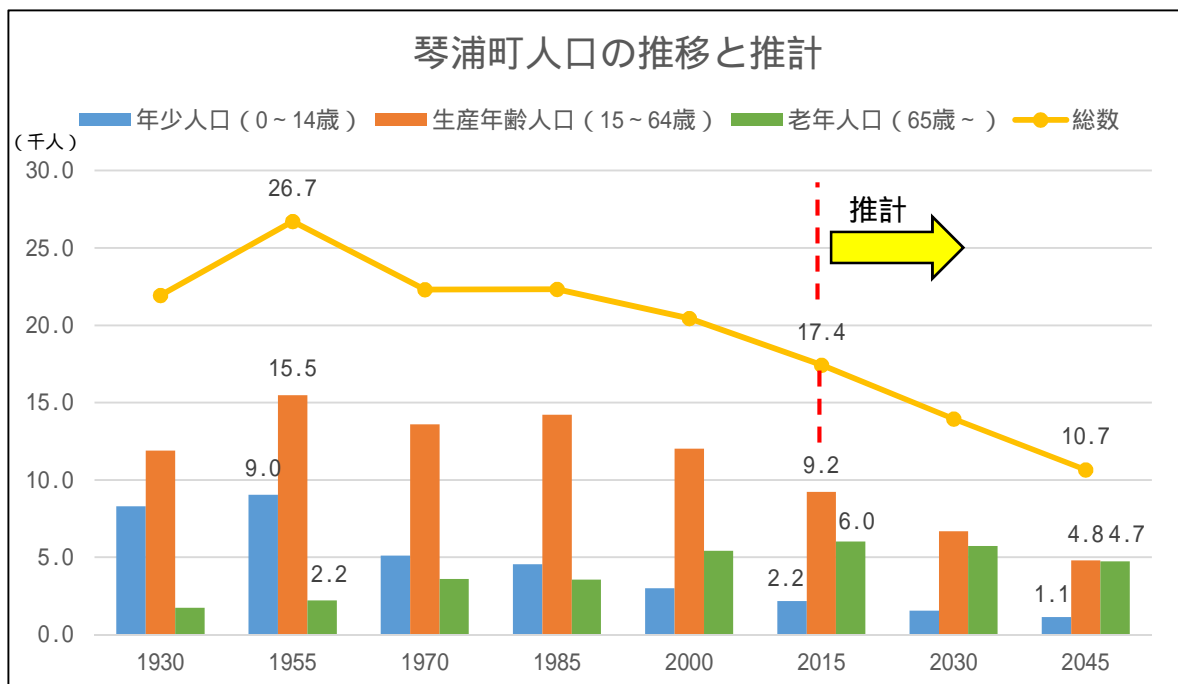
(1) 琴浦町の人口

これまでの人口推移

- 琴浦町の人口は、1950年の約2万7千人をピークに人口は減少し、2015年の国勢調査では約1万7千人にまで減少しました。
- 琴浦町の人口は、全国の人口の人口減少が始まる2008年よりも58年前から減少が始まっています。
- 琴浦町の人口はピーク時より約1万人（35%）減少

今後の人口推計

- 2018年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、琴浦町の人口は、今後も減少し2045年には、約1万700人にまで減少すると見込まれています。
- 高齢化率は、2045年には、44.5%に達し、高齢者(65歳以上)と生産年齢人口(15~64歳)がほぼ同じ人口になると見込まれています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所（2018年推計）

(2) 琴浦町の財政状況

✚ 琴浦町の 2019 年度当初予算の特徴

琴浦町の 2019 年度当初予算では、歳出面では、2018 年台風第 24 号にかかる災害復旧事業（2018 年度から 2019 年度への繰越事業）を優先するため、大型の建設事業費を抑制しましたが、扶助費²⁵が 1 億 3 千万円増加するなどにより歳出総額は、99 億 500 万円となりました。一方、歳入面では、地方交付税²³の 8 千万円の減収などを見込むなど一般財源総額は約 5 千万円減少しました。

最終的に当初予算では、歳出が歳入よりも多いため、その収支不足に対して基金（貯金）を総額で約 6 億 9 千万円取り崩すことでこれを補い、予算を編成しました。

✚ 基金残高（町の貯金残高）

2018 年度には、台風第 24 号の対応経費などの財源として、財政調整基金を総額 5 億 8 千万円取り崩したこともあり、基金総額の残高は、2019 年度当初予算編成後において 29 億 5 千万円となり、2018 年度当初予算編成後よりも基金残高は 7 億 7 千万円減少しました。

✚ 地方債残高（町の借金の残高）

地方債残高は、新たな借入の抑制を行ってきたため、近年は 2013 年度をピークに減少傾向となっています。しかし、既に合併特例事業債を使い切り、2017 年度決算時点で本町の地方債残高は 142 億 4 千万円となっており、依然として県内町村の中で、最も地方債残高が多い状況です。

✚ 今後の財政収支見通し

2019 年度当初予算編成において一定条件のもと作成した今後の財政収支見通しでは、次のように試算を行っています。

➤ 歳入面

今後、生産年齢人口の減少や地価の下落などによる町税の減収が見込まれます。また、2019 年度当初予算の歳入の 4 割を占める地方交付税は、社会保障費の増加による増額要因はあるものの、合併特例措置や地方債償還に係る高率な交付税措置の終了のほか、人口減少による交付額の減額が見込まれます。

➤ 歳出面

高齢化により社会保障費（医療費、介護費等）の増加が見込まれます。

➤ 基金

近年、予算編成の収支不足を補うため、毎年度、基金を大きく取り崩しており、このまま何も手立てを行わなければ 2017 年度末で 38 億円あった

基金が、2024年度には約1億4,700万円まで減少し、基金が枯渇する見込みで、以降の予算編成に支障が出かねない状況です。

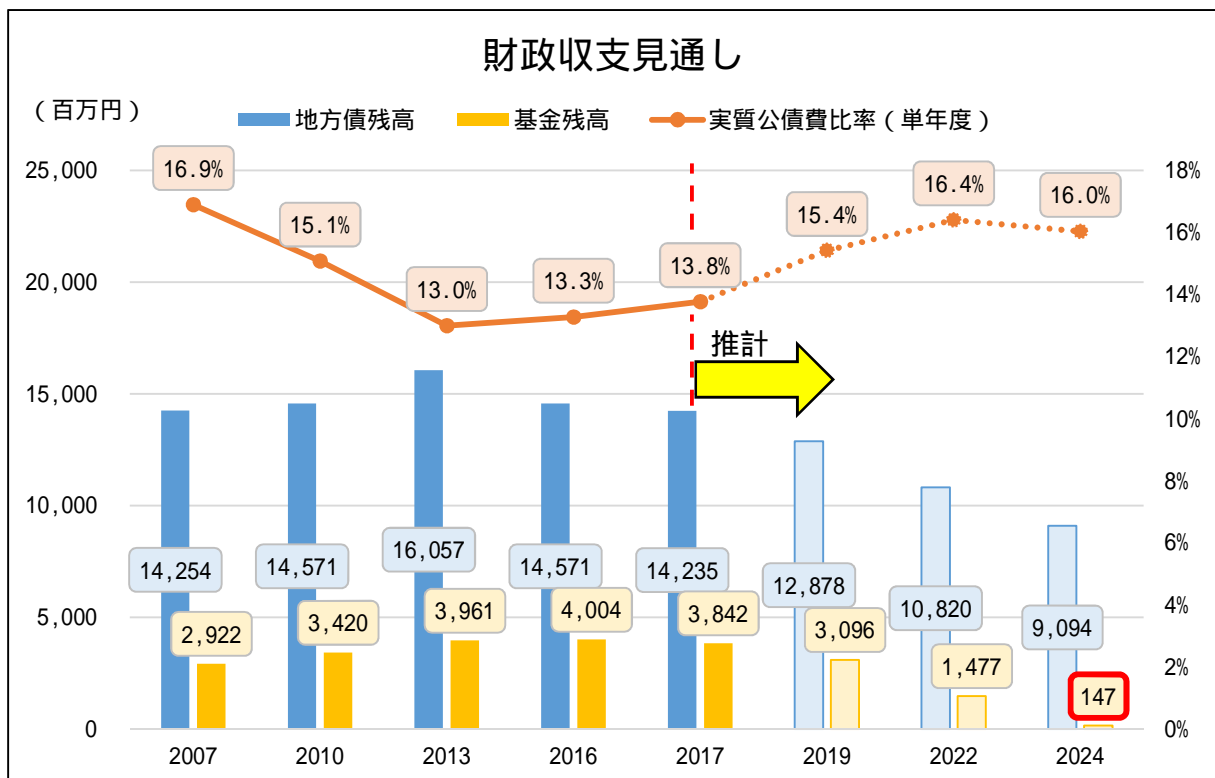
➤ 地方債

地方債残高は、大型の建設事業を行わない限り減少する見込みとなっていますが、老朽化した公共施設の更新財源として、新たな地方債の発行が必要になり、その更新規模及び施設数によっては、地方債残高が増加することもあります。

✚ その他財政面に影響を及ぼす課題

➤ 公共施設の維持・更新

公共施設は、高度経済成長期の人口が多い時代に建設されましたが、現在、老朽化に伴う大規模改修の問題に直面しています。大規模改修は、建設当時より人口や町の収入が減少している中、町民一人あたりの負担は大きくなっています。また、施設の運営も利用者の減少に伴う使用料収入の減少もあり、これまでどおりの方法で同じ規模の公共施設を維持・管理することが、困難な状況となっています。



2. 行財政改革の目的

今後、本町を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化社会を迎え、町の予算規模やその構成内容も変化します。これまでどおりの財政運営と行政体制では、質の高い住民サービスの提供が困難となります。

このような中、質の高い住民サービスを提供し続けていくため、事業²⁰の見直しのほか、地方での人手不足も深刻化する中、最新のICT²技術の導入などによる事務の効率化に積極的に取り組む必要があります。

また、行政は、町民、NPO 団体等との連携し、住民の福祉をより効果的、効率的に増進するしくみづくりが必要となります。

行財政改革は、人口減少時代にあって質の高い住民サービスを維持・向上するため、事業の見直しなどによる歳入と歳出のバランスをとるとともに、将来の負担が過度とならないよう地方債残高(借金)を減らす取り組みを行います。

この行財政改革を推進するにあたり、本町では、町の課題や町民のニーズなどのあらゆる情報を町民と行政が共有し、町民目線で行財政改革を推進していきます。

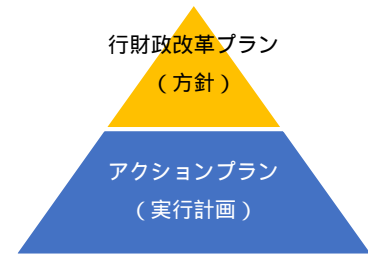
第2章 行財政改革プランの基本方針

1. 位置付け

第1次琴浦町行財政改革プランは、第2次琴浦町総合計画で掲げる将来像「みんなが輝く住みよいまち ～ひと・自然・歴史が紡ぐコトウライフ～」の実現に必要な各種事業の下支えをするものとして位置付けます。

また、本プランは、本町の目指す行財政改革に対する方針を示すもので、全職員が各種事業を推進する上で、基本的な指針となるものです。

本プランに基づく行財政改革の具体的な取り組みは、アクションプラン（実行計画）を策定し推進します。



2. 基本理念

行財政改革プランの推進にあたり、第2次琴浦町総合計画の基本テーマである「地域とつながる明るい行政サービス」を基本理念として、第1次琴浦町行財政改革プランを推進します。

【基本理念】 地域とつながる明るい行政サービス

情報公開制度などの適正な実施と多様な広報手段の活用により、行政情報を町民によりわかりやすく伝えるとともに、様々な広聴活動を通じ町民と行政との相互理解を深め、透明でひらかれた町政の推進に努めます。

また、人口減少社会にあって、町民ニーズの高度化・多様化などに適切に対応するために効率的・効果的な行政の推進や次の世代に引き継ぐ財政基盤を構築し、健全な行財政運営を推進します。

行政が地域、ひと、社会とつながり、互いに連携を図りながらまちづくりを推進することができる町政運営を目指します。

3. 計画期間

第1次琴浦町行財政改革プランの推進期間は、第1期として、2019年度から2021年度までの3年間とします。また、この第1期は、集中取組期間として位置付け、総点検と見直しを行います。

計画期間

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第2次琴浦町総合計画	→						
第1次琴浦町行財政改革プラン			→ 集中取組期間				
アクションプラン			→				

4. 推進体制

(1) 行財政改革推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、管理職を本部員として組織する「行財政改革推進本部」がプランの進行管理を行います。

また、必要に応じて専門部会（ワーキングチーム）を設置し、専門的な分野の検討、推進を行います。

(2) 行財政改革推進委員会

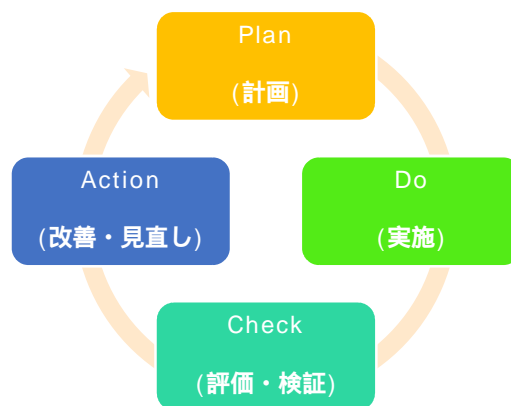
町民、学識経験者などからなる琴浦町行財政改革推進委員会において、プラン、アクションプランのほか、進捗状況等を報告し、ご意見をいただきます。

(3) 進行管理

行財政改革の進行管理は、年度毎、アクションプランに対する取組内容について、評価・検証し、改善・見直しを行うPDCAサイクルを徹底します。

また、評価・検証にあっては、庁内の内部評価等に留まらず、行財政改革推進委員会（外部）の評価をいただきます。

評価結果は、翌年度の当初予算編成にて改善・見直しを行い、予算などへ反映させていきます。



(4) 町民評価制度（事業レビュー）の導入

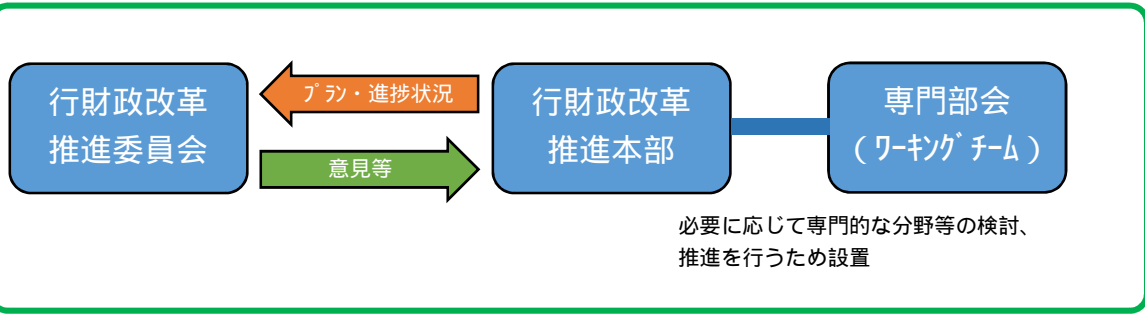
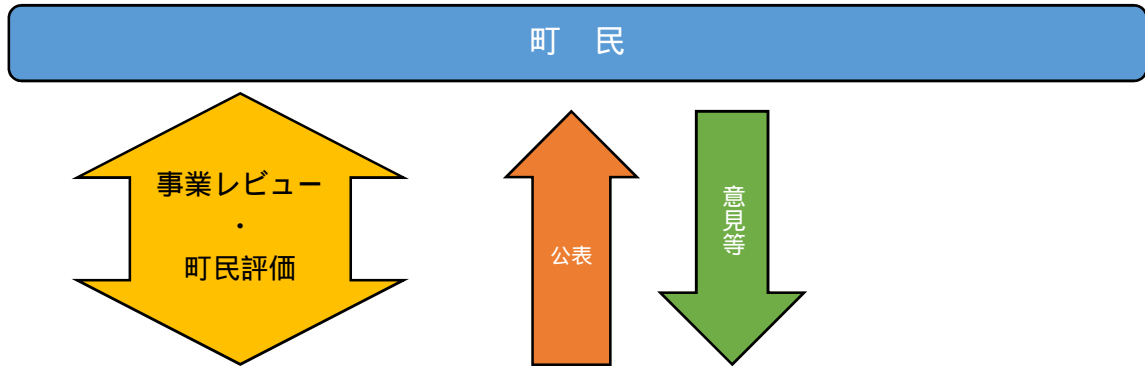
事務事業、補助金、負担金などの見直しについては、庁内、委員会の評価に留まらず、町民から直接評価をいただく「事業レビュー」を採用します。

事業レビューは、集中取組期間の3年間継続して実施し、住民目線の見直しを行います。

(5) 進捗状況等の公表

進捗状況、委員会の開催状況・意見などの公表は、ホームページ等にわかりやすく公表します。

< 推進体制図 >



第3章 行財政改革プランの体系

1. 行財政改革プランの体系

第1期琴浦町行財政改革の推進にあたり、基本方針として以下の3項目を基本方針とし、各基本方針に対する戦略を設定し、行財政改革に取り組むこととします。

基本理念	基本方針	戦略
地域とつながる 明るい行政サービス	1. 情報共有の徹底	(1) わかりやすい行政の情報発信と広聴機能の充実
	2. 財政構造改革	(1) 効率的・効果的な歳出構造への転換
		(2) 歳入確保への取組
		(3) 公的負担の適正化
		(4) 公共施設等の適正管理
		(5) 公営企業・特別会計の運営の健全化
	3. 行政体制改革	(1) 民間と行政の連携 (行政の役割の見直し)
		(2) 組織改革 (組織力強化)
		(3) 職員配置の適正化
		(4) 職員育成 (職員一人ひとりの能力を活かす)
		(5) ICTなどの技術の活用による事務の効率化

【基本方針１】 情報共有の徹底

行政は、町民の生活に直結する住民サービスの質を高めるため、町民へまちな情報、税金の使途を分かりやすく伝えるとともに、町民のニーズをしっかりと把握することが最も重要です。広報、広聴機能を充実することにより、町民の税金の使い方への関心を高め、町民と共に質の高い住民サービスを実現します。

（１） わかりやすい行政情報の発信と広聴機能の充実

納税者であり受益者である町民に行政の情報を誰にでもわかりやすく発信するとともに、町民のニーズをしっかりと把握し、町民と行政の双方向の情報共有が重要です。

【主な取組】

- わかりやすい行政情報の発信
 - ・ よりわかりやすい広報誌による情報発信
 - ・ 欲しい情報をわかりやすく伝えるホームページ
 - ・ 多様な媒体を活用した情報発信
（紙媒体の広報誌、ホームページ、各種SNSの活用）
- 広聴機能の充実
 - ・ 従来の町民の声制度、区長会、地区別懇談会などのほか、事業レビューなどによる町民との情報を共有する場を充実させます。

【基本方針２】 財政構造改革

人口減少社会にあって、町民ニーズの高度化・多様化などに適切に対応するため、これまでの住民サービスの手法や体制を見直し、効果的・効率的な歳出構造へ見直すとともに、歳入の確保に努め、次の世代に引き継ぐ健全な財政基盤を構築します。

（１） 効率的・効果的な歳出構造への転換

限られた財源の中、庁内の事務的経費などの徹底したコスト意識による経費削減を図るとともに、各種事業は住民による評価を得ながら、質の高い住民サービスを目指します。

これまで、町では、個人、団体への給付（町単独、国などの給付事業への上乗せ）が多く行われてきました。本来、現金給付は国が行い、現物給付サービスは基礎自治体（町）であるべきであり、この観点からも補助金等を見直す必要があります。

各種事業、補助金などは、社会情勢の変化により公益性、必要性の変化のほか、実施主体の社会的役割を含めた妥当性の検証が必要です。各種見直しにつ

いては、町民から直接評価をいただく「事業レビュー」を採用し、住民目線の見直しを行います。

【主な取組】

- 健全な財政基盤の確保
 - ・新たな地方債(借金)の発行抑制による地方債残高の縮減
 - ・健全化判断比率¹³、経常収支比率¹⁴、基金残高など各種財政指標の健全化
 - ・予算編成などの各段階における財政推計の適時作成と公表
- 負担金、補助金等の適正化

補助金は、住民みんなの利益（公益）として必要がある場合に交付することができるものです。町の本来業務を行政に代わって民間事業者等に行っていただくものは、契約し委託料としてその対価をお支払いします。これに対して、補助金は、町が公益性のある民間事業者等の取組を支援するため交付（金銭的給付）するものです。

長期化した補助制度は、社会情勢の変化により公益性や必要性などが変化します。定期的な補助制度の検証が重要であり、また、補助を受ける側にとっても、長期化すると補助金への依存を高め、既得権化し、自主性・自立性を損なう弊害が発生するおそれがあることから、補助金の終期は、原則3年とし、終期の到来時には、その時の社会情勢や目的の達成状況、必要性などを確認したうえで、見直すこととします。

とくに、運営費補助は、人件費や事務費などの一般管理費も対象とされているものが多く、その補助金の効果検証が難しくなります。公益性のある事業を実施するうえで必要となる経費を補助する「事業費補助」への移行や自立促進のため、交付団体と補助金のあり方について、十分な協議を行うこととします。

なお、国・県補助事業に対して町単独の上乗せ（補助額の増額）、横出し（対象範囲の拡大）の補助金等は、政策的に特別な理由がない限り、行わないこととします。

<見直しの視点>

公益性を原則とし、次の4つの基本視点から見直します。

必要性

- ・事業の目的、内容に現時点でも明確な「公益性」が認められるか

妥当性

- ・補助対象経費や補助金額、補助率が妥当かつ明確なものか

有効性

- ・補助金額に見合う効果が期待できるか
- ・他の手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適か

公平性

- ・その他の団体や町民との間で公平性は保たれているか
- ・交付先は適正、公平に決定されているか

➤ 各種事業の見直し

<見直しの視点>

- 社会情勢の変化などにより廃止すべき事業ではないか
- 目的を達成しており、廃止すべき事業ではないか
- 実施者として町が行うべきではない、又は他者が行うことで効率性やサービスの質が向上する事業ではないか
- 事業の手法の見直しにより効率的・効果的に行えないか

(2) 歳入確保への取組

今後、町税、地方交付税などの減収が見込まれる中、自主財源の確保に向けた取り組みを実施します。町税は町財政の根幹をなすもので、住民サービスを提供する上で重要な役割を果たしています。担税力に応じた公平な税の負担が原則で、税負担の公平と町税収入の確保のため未納額を含めた徴収に努めます。

行政財産などとして使用しなくなった未利用資産（普通財産²⁶、備品など）については、民間での活用や歳入の確保などの観点から、積極的な売却、貸し付けを行います。

また、財源確保として国や県などの補助金を積極的に活用するとともに、新たな財源としてふるさと納税やクラウドファンディング¹⁰などの制度を積極的に活用します。

【主な取組】

- 町税等の徴収率の向上と適切な債権管理
 - ・町税、保険料、保育料などの徴収率改善、未納額の縮減
- 未利用資産の活用
 - ・未利用資産（遊休資産）の貸し付け、売却の推進
- 多様な財源確保策の推進
 - ・国県補助金の積極的な活用（国の公募型支援制度を含む）
 - ・クラウドファンディングの活用
 - ・広告事業等による多様な財源確保

(3) 公的負担の適正化

使用料等については、特定の利用者が特定のサービスを利用し利益を受けることから、その受益の限度において利用者負担をいただくことが原則です。

本町では、長年、使用料などの見直しを先送りとしてきたものが多く、本来、使用料としてサービス利用者が負担すべきものを町民全体で負担（税負担）しており、サービス提供に係る公平性の観点から適切な使用料等の設定が必要です。使用料等の見直しは3年ごとに行うとともに、適正単価の設定のため、サービス原価の削減努力を行います。

また、その使用料等の減額、免除については、あくまでも例外な措置であり、その減額、免除に係る負担は町税で補われていることから、適切な運用を行います。

【主な取組】

- 使用料等の公的負担割合の適正化
 - ・使用料等の適正化基本方針の策定
 - ・施設毎で異なる使用料の減額、免除のルールの方針策定
 - ・サービス原価の削減努力と使用料等の見直し

(4) 公共施設等の適正管理

人口減少によりすべての施設を現状のまま維持・存続することは困難となっており、「量を減らし、質を高める」ことを基本理念に、後世に負担を先送りしない公共施設の適切な配置と長寿命化（更新）を進めます。

また、施設管理については、これまで直営、すなわち、町職員が直接管理を行ってきた施設が多くあります。しかし、その職員体制も十分でなく、これまでどおりの手法により管理を続けています。民間の専門的知識、技術、経営能力を活かす事が必要であり、指定管理者制度¹⁹の導入により、住民サービスの向上が図られる施設については、積極的に推進します。

あわせて、公共施設の更新についても、従来の町が設計、工事を発注する方法のみならず、PFI⁴手法による民間の資金、技術力、経営能力を活用し、設計から工事、運営まで効率的かつ効果的に行う手法の導入を検討します。

【主な取組】

- 公共施設等の最適化
 - ・公共施設等総合管理計画¹⁷、個別施設計画¹⁸の推進
 - ・インフラ（町道、公営住宅、橋梁等）の長寿命化の推進
 - ・住民ニーズに合わせた施設の使用目的の拡大
 - ・近隣自治体との公の施設⁷の相互利用の検討
- 指定管理者制度の導入
 - ・民間の専門的な技術、ノウハウによるサービスの向上
- PFI手法の活用
 - ・施設の建設、更新、運営に民間の資金とノウハウによる効果的な施設管理運営を実施検討

(5) 公営企業・特別会計の運営の健全化

公営企業会計¹⁶については、その性格からサービスの提供に対する対価（使用料、保険料など）をもって収支のバランスを保つ必要があることから、人口減少は大きな問題となります。特に、ライフラインを担う上水道、下水道については、その責務は大きく、人口減少が進む中、持続可能な運営体制の構築が必要です。

また、国民健康保険、介護保険などについては、高齢化により医療費等は増加し、その会計の負担が大きくなることから、適切な水準の保険料等の設定と併せて、医療費の抑制のための取り組みがより一層、必要となります。

【主な取組】

- 公営企業¹⁵の経営状況の見える化と健全化
 - ・公営企業会計¹⁶への移行
 - ・中長期的な経営戦略¹²の策定、推進
 - ・下水道接続率の改善
 - ・サービス原価の削減と適切な使用料設定による経営の健全化
 - ・近隣市町村との連携強化（共同事務など）
- 特別会計²⁴の運営の健全化
 - ・町民の健康保持、増進を図ることで、医療費等を抑制
 - ・適切な水準の保険料等の設定
（一般会計⁶から特別会計への繰出金¹¹の適正化）

【基本方針3】 行政体制改革

社会情勢の変化、高度化する町の課題などに迅速かつ的確に対応するため、町民、民間との連携強化のほか、簡素で機能的な役場組織（行政体制）を構築します。また、ICTなどの最新技術の活用により、少ない職員で効率的に事務を処理する体制を構築するとともに、適切な職員配置と近隣市町村との事務の連携や共同化による持続可能な行政体制を構築します。

（1）民間と行政の連携（行政の役割の見直し）

「人口が増加する時代」から「人口が減少する時代」へ移行しており、行政と民間のそれぞれの役割を見直すことが必要です。事業開始時には、民間事業者ができなかった分野も、民間で行政よりも質の高いサービスができる分野となっているものもあります。民間に「できること」と「できないこと」を対話などにより確認し、「最も質の高いサービス実施者は誰であるのか」を検証のうえ、その役割を見直すことが必要です。

また、町が外郭団体へ事業として補助や委託などを行っているものの、その事務局を担当職員が担う例が見られます。行政が外郭団体へ補助や委託を行っていることを再確認し、適正な補助金審査と厳正な現金取扱いの観点から、外郭団体への事務の返還を含めた事務局のあり方を見直す必要があります。

【主な取組】

- 民間活力の導入
 - ・民間委託の推進
 - ・町民と連携した公共施設（道路など）の適正管理
- 新たな行政の役割
 - ・社会構造の変化による行政の役割の見直し

- 協働推進のためのNPO団体等の育成・支援
 - ・NPO等の育成・支援
 - ・クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達支援
- 外郭団体事務局の見直し

<見直しの視点>

- 誰が行うべき事務なのか
- 最も質が高いサービスの実施者は誰か
- 町（職員）が事務局を担うことで団体の活動・自立を阻害していないか

（２）組織改革（組織力強化）

高度化する行政課題などに対して、迅速かつ的確に対応できる機能的でスリムな組織づくりを推進します。また、職員数の減少に併せて、近隣市町村との共同・連携などによる持続可能な行政運営体制を構築します。

【主な取組】

- 機構改革による機動的でスリムな体制
 - ・住民の視点でわかりやすい組織の構築
 - ・専門性の高い職員の不足に対応する組織体制の見直し
 - ・文化財の効果的な発信と活用のための組織見直し
- 近隣市町村との連携強化
 - ・近隣自治体との事務の共同化による効率化
- 役場環境改善（オフィスカイゼン）
 - ・窓口対応のための窓口レイアウトの改善
 - ・執務室の改善による業務効率、横断型業務の効率化

（３）職員配置の適正化

町は、合併以降、正規職員数を281人から223人へと削減し人件費は4億4千万円削減しましたが、全体業務量の見直しを行ってこなかったため、これを処理するための臨時職員を増やしてきました。そのため、賃金は合併時（2004年度）の1億9千万円に対して、2018年度決算額は、3億8千万円となり、2倍にも及んでいます。

業務改善、業務改革などによる業務の効率化を進めるとともに、職員の業務量を正確に把握し、適切な職員数の配置や職員定数を見直します。また、所属（課）ごとに業務に繁忙期がありますが、従来の縦割りの業務分担から繁忙期に所属（課）を超えた相互に協力、援助できるしくみも検討します。

また、必要に応じた会計年度任用職員⁸、専門知識・経験を有す人材などを適切に配置し、業務を遂行する体制を確保します。

【主な取組】

- 職員定数管理計画の見直し
 - ・業務量調査による適正職員数の把握
 - ・各種取り組みを反映した職員定数管理計画の見直し
- 職員配置の適正化
 - ・必要に応じた専門知識、経験を有す人材配置（正規職員以外を含む）
 - ・業務量の変化に応じた適正な職員数の配置
 - ・多角的な視点を有す外部人材の活用

（４）職員育成（職員一人ひとりの能力を活かす）

将来の職員数の減少に備え、組織力の維持、向上を図るため人材（人財）の確保及び職員個々の能力を最大限に発揮するしくみづくりを行います。また、人事評価制度²¹の適切な運用による組織全体の士気高揚と、職員提案制度の導入による職員の改革意識を高め、職場を活性化させる取り組みを検討します。

【主な取組】

- 人材育成と意識改革
 - ・人材育成基本方針の見直し
 - ・外部研修などを活用した職員研修の充実
- 人事評価制度の適切な運用
 - ・人事評価制度の運用
 - ・運用のための評価者研修の実施
 - ・人事評価結果の処遇への適切な反映
- 多様な人材確保
 - ・専門職、社会人等経験者の採用
 - ・外部人材の活用

（５）ICTなどの技術活用による事務の効率化

経営資源（収入・職員数）が減少する中、住民サービスを維持するため、サービスに係る庁内コスト削減やより少ない職員で効率的に事務を処理する体制は必要不可欠です。その代替えとして期待されるICT技術などの活用によるスマート自治体²²への転換を推進し、職員は、人でなければできない仕事に注力し、住民サービスの向上に努めます。

また、マイナンバー²⁸（マイナンバーカード）の活用による多様な住民サービスの向上とデジタル化による事務効率の改善を行います。なお、ICT技術を活用した住民サービスの提供にあたっては、インターネット等の情報通信技術などを使いこなせる者と使いこなせない者との情報格差（デジタル・ディバイド）により不利益が生じないように配慮していく必要があります。

【主な取組】

- ICTなど最新技術の導入
 - ・電子決裁の導入による事務決裁の迅速化、書類の削減、事務効率改善
 - ・RPA⁵、AI¹技術などによる定型業務の自動化
- マイナンバーカードの普及・活用
 - ・マイナポータル²⁷による電子申請受付、行政情報発信、公的決済サービスなどによる住民サービスの向上と行政事務の効率化
- 各種システムの共同化
 - ・従来の自治体ごとでシステムの契約及び管理をする方法から、近隣自治体との共同利用による保守管理を行う方法への転換（コスト削減）

用語解説 (50 音順)

1 **AI (人工知能、Artificial Intelligence の略)**

人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムの中で、コンピューターが人間の言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりします。

2 **ICT (情報通信技術、Information & Communications Technology の略)**

従来から使われていたIT (Information Technology の略) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用されています。

3 **PPP (官民連携、Public Private Partnership の略)**

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものです。

4 **PFI (民間資金を活用した社会資本整備、Private Finance Initiative の略)**

民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計、工事や管理・運営を一括して民間事業者が行う公共事業の手法の一つ。

5 **RPA (ロボットによる業務自動化、Robotics Process Automation の略)**

定型作業のデスクワークをロボット (パソコンの中にあるソフトウェア) により業務を自動化することです。

例：手書きの申請書などの情報をエクセルへの自動入力作業

6 **一般会計**

地方公共団体の中心となる会計。地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のことです。

7 **公の施設**

町の所有する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもって、住民が一般的に利用する施設のことです。例) 公民館、体育館、学校、道路など

8 **会計年度任用職員**

一会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職の非常勤の職員を示します。2017年に地方公務員法・地方自治法の一部が改正 (2020年4月施行) され、これまで、「臨時職員」として事務補助を担ってきた職員について、一般職地方公務員とされることにより、地方公務員法で規定された公務上の義務・規律、人事評価が適用されます。

9 **企業会計**

一般には、株式会社等の民間企業における会計を示すが、地方財政法上は、地方公営企業法の全部または一部が適用される会計のことです。(本町では、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、船上山発電所管理特別会計がこれに該当します。)

10 クラウドファンディング

事業を実施するための資金を個人や企業などからインターネットなどを介して、不特定多数の人から調達する仕組みのことです。

11 繰出金

一般会計と特別会計などの会計相互間において支払いされるお金のことです。

12 経営戦略

各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本となる計画のことで、投資試算（施設・設備投資の見通し）などの支出と財源試算（財源の見通し）のほか、経営の健全化に向けた取組方針などを記載します。

13 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は健全化判断比率及び資金不足比率を公表することとなっており、健全化判断比率は、町の財政の健全化度合いを表すもので、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標で表されます。

14 経常収支比率

経常的な支出に経常的な収入がどの程度充当されているかを見ることにより財政構造の弾力性を判断するための指標のことで、臨時的な支出が必要になったときの余力を表し、この指標が高いほど、臨時的な支出が必要になったときに余力が無いこととなります。

15 公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業を示します。

16 公営企業会計

一般会計の単式簿記会計と異なり、民間企業と同様の会計基準に基づき、サービスの提供と資産の管理を行う会計方法（複式簿記）のことで、将来の収支見通しや使用料金の適正化、施設の更新計画の策定に繋がるとされています。

（本町では、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、船上山発電所管理特別会計がこれに該当します。）

17 公共施設等総合管理計画

公共施設の計画的な維持管理、更新費用の軽減、配置の最適化を目的とした計画です。本町では、将来的な更新費用、管理費の削減のため、2035年度までに2014年度時点の延床面積の約15%を削減することを目標としています。

18 個別施設計画

公共施設全体の計画である公共施設等総合管理計画に定めた目標を実現していくため、施設毎の廃止、維持などの具体的な方針を記載したものです。

19 指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るもので、施設の使用許可などの行政処分も指定管理者（民間）が行えます。

20 事業

住民の福祉の増進を実現させるための具体的な手段であり、町が直接行うものや委託や補助金などを交付して実施する方法などがあります。

21 人事評価制度

評価に基づき、職員を育成して生産性の向上を図るしくみで、これにより、役場全体の目標達成などにつなげるものです。

22 スマート自治体

職員が減少しても、自治体が本来になうべき機能、サービスを維持できるよう、AI・ロボティクス等のICT技術を活用し、単純な事務作業は全て自動処理するような自治体のことを示します。

23 地方交付税

地方団体の税収の格差を調整し、すべての地方団体が一定水準の住民サービスを維持できるよう財源を保障するため、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」です。

24 特別会計

特定の事業に係る収入を持って、その支出に充てるため、一般会計と区分して経理する必要がある場合に設ける会計のことを示します。

25 扶助費

社会保障の一環として、各種法令等に基づき、生活を維持するために必要な経費をその必要な者に対して支出する経費です。

26 普通財産

町の財産のうち直接に行政サービスに使用されていない町の財産のことを示します。
（廃校となった校舎や廃園となった園舎など）

27 マイナポータル

マイナンバーカードを利用した国が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続きがワンストップでできたり、行政機関や民間企業などからのお知らせを確認できたりします。

28 マイナンバー（個人番号）

日本に住民票を有するすべての方が持つ12桁の番号で、社会保障、税、災害対策などの分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもの。

第1次 琴浦町行財政改革プラン

行財政改革アクションプラン

計画期間：2019年度～2021年度

2020年 3月



～ 目 次 ～

基本方針1 情報共有の徹底			
戦略1 - 1 わかりやすい行政の情報発信と広聴機能の充実			
1-1-1	わかりやすい行政情報の発信	ページ 番号	担当課
	(1) よりわかりやすい広報誌等による情報発信	1	企画政策課
	(2) 多様な媒体を活用した情報発信	2	企画政策課
1-1-2	広聴機能の充実	ページ 番号	担当課
	(1) 町民評価制度による住民意見の公表と反映	3	総務課
	(2) 区長会の開催	4	総務課

基本方針2 財政構造改革			
戦略2 - 1 効率的・効果的な歳出構造への転換			
2-1-1	健全な財政基盤の確保	ページ 番号	担当課
	(1) 将来の町の負担である地方債(借金)残高の削減	5	総務課
	(2) 町の貯金(財政調整基金)の確保	6	総務課
2-1-2	負担金、補助金等の適正化	ページ 番号	担当課
	(1) 個別補助金等の見直し	7-14	関係課
2-1-3	各種事業の見直し	ページ 番号	担当課
	(1) 各種事業の見直し	15-21	関係課
戦略2 - 2 歳入確保への取り組み			
2-2-1	町税等の徴収率の向上と適切な債権管理	ページ 番号	担当課
	(1) 町税徴収率の向上と債権管理	22	税務課
	(2) 国民健康保険税徴収率の向上と債権管理	23	税務課
	(3) 介護保険料徴収率の向上と債権管理	24	税務課
	(4) 町営住宅使用料の徴収率の向上と債権管理	25	建設環境課
	(5) 保育料徴収率の向上と債権管理	26	子育て応援課
	(6) 住宅新築資金等貸付金の徴収率の向上と債権管理	26	人権・同和教育課
2-2-2	未利用資産の活用	ページ 番号	担当課
	(1) 未利用資産の整理、売却、貸付	27	総務課
2-2-3	多様な財源確保策の推進	ページ 番号	担当課
	(1) ふるさと納税制度による財源確保	28	総務課、関係課
	(2) 企業版ふるさと納税制度による財源確保	29	総務課、関係課
戦略2 - 3 公的負担の適正化			
2-3-1	使用料等の公的負担割合の適正化	ページ 番号	担当課
	(1) 使用料等の適正化基本方針の策定と使用料見直し	30	総務課、関係課
	(2) 減額・免除の取扱いの統一	30	総務課、関係課
戦略2 - 4 公共施設等の適正管理			
2-4-1	公共施設等の最適化	ページ 番号	担当課
	(1) 個別施設計画の策定と実行	31	総務課、関係課
	(2) 個別施設計画に基づく譲渡の推進	32	関係課
	(3) インフラ系資産の長寿命化計画の推進(町道)	33	建設環境課
	(4) 公営住宅の長寿命化計画の推進	34	建設環境課
	(5) インフラ系資産の長寿命化計画の推進(農道・林道)	34	農林水産課
2-4-2	指定管理者制度の導入	ページ	担当課
	(1) 指定管理者制度の導入拡大	35	総務課、関係課
2-4-3	PFI手法の活用	ページ 番号	担当課
	(1) PFI手法の活用による施設更新等	36	総務課、関係課

戦略2 - 5 公営企業・特別会計の経営の健全化			
2-5-1a	公営企業の経営状況の見える化と健全化 (水道事業会計)	ページ 番号	担当課
	(1) 水道事業ビジョンの策定	37	建設環境課
	(2) 近隣自治体との広域連携	37	建設環境課
2-5-1b	公営企業の経営状況の見える化と健全化 (下水道事業等特別会計)	ページ 番号	担当課
	(1) 公営企業会計への移行とその運用	38	建設環境課
	(2) 中長期的な経営戦略の策定と使用料の見直し	38	建設環境課
	(3) 農業集落排水と公共下水道の統合	39	建設環境課
	(4) 近隣自治体等との広域連携	39	建設環境課
2-5-1c	公営企業の経営状況の見える化と健全化 (船上山発電所管理特別会計)	ページ 番号	担当課
	(1) 中長期的な経営戦略の策定と実行	40	農林水産課
2-5-2a	特別会計の運営の健全化 (国民健康保険特別会計)	ページ 番号	担当課
	(1) データ分析に基づいた効果的な保健事業の取組	41	すこやか健康課
	(2) 特定健診受診率の向上による重症化の予防	42	すこやか健康課
	(3) ジェネリック医薬品の使用促進	43	すこやか健康課
	(4) 適切な水準の保険税の設定	43	すこやか健康課
2-5-2b	特別会計の運営の健全化 (介護保険会計)	ページ 番号	担当課
	(1) 介護サービス給付確保維持のための適正運営	44	すこやか健康課

基本方針3 行政体制改革			
戦略3 - 1 民間と行政の連携 (行政の役割の見直し)			
3-1-1	民間活力の導入	ページ 番号	担当課
	(1) サービス向上のための民間活力導入の推進	45	総務課、関係課
3-1-2	新たな行政の役割	ページ 番号	担当課
	(1) 社会構造の変化に伴う新たな行政の業務	46	総務課
3-1-3	協働推進のためのNPO団体等の育成・支援	ページ 番号	担当課
	(1) クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達	47	総務課
	(2) 健康づくりにおける地域団体との連携	47	すこやか健康課
	(3) 地域課題に取り組む団体等との協働	48	企画政策課
戦略3 - 2 組織改革 (組織力強化)			
3-2-1	機構改革による機動的でスリムな体制	ページ 番号	担当課
	(1) まちの課題に即した分かりやすく効果的、効率的な行政体制づくり	49	総務課
3-2-2	近隣市町村との連携強化	ページ 番号	担当課
	(1) 近隣自治体との事務の共同化による効率化	50	総務課、関係課
3-2-3	役場環境改善 (オフィスカイゼン)	ページ 番号	担当課
	(1) 窓口・執務環境の改善	51	総務課
戦略3 - 3 職員配置の適正化			
3-3-1	職員定数管理計画の見直し	ページ 番号	担当課
	(1) 職員定数管理と適正配置の推進	52	総務課
戦略3 - 4 職員育成			
3-4-1	人材育成と意識改革	ページ 番号	担当課
	(1) 人材育成基本方針に基づく研修の適正実施	53	総務課
3-4-2	人事評価制度の適切な運用	ページ 番号	担当課
	(1) 人事評価制度の適正な運用	54	総務課
3-4-3	多様な人材確保	ページ 番号	担当課
	(1) 多角的視点を有する人材の活用	55	総務課

戦略3 - 5 ICTなどの技術活用による事務の効率化			
3-5-1	ICTなど最新技術の導入	ページ 番号	担当課
	(1) 公文書管理、電子決裁システム、RPAの導入	56	総務課
3-5-2	マイナンバーカードの普及・活用	ページ 番号	担当課
	(1) マイナンバーカードの普及、マイポータルによる情報発信と電子申請受付	57	総務課
3-5-3	各種システムの共同化	ページ	担当課
	(1) 総合行政システム共同利用	58	総務課


【重点取組事項】事業レビュー、公共施設レビュー評価の反映			
公共施設レビュー[2018年度]		ページ 番号	担当課
	(1) 総合公園	59	社会教育課
	(2) 生涯学習センター	60	社会教育課
	(3) カウベルホール	61	社会教育課
	(4) 一向平キャンプ場	62	商工観光課
	(5) 道の駅	63	商工観光課
事業施設レビュー[2019年度]		ページ 番号	担当課
	(6) 地区公民館事業	64	社会教育課
	(7) 斎場管理	65	建設環境課
	(8) 地域おこし協力隊事業	66	企画政策課
	(9) 交通費助成	67	企画政策課、すこやか健康課、福祉あんしん課
	(10) 交通費助成 (作業所等通所障がい者交通費助成)	68	福祉あんしん課
	(11) 社会福祉協議会補助金	69	福祉あんしん課
	(12) シルバー人材センター運営補助金	70	すこやか健康課
	(13) 商工会補助金	71	商工観光課
	(14) 観光情報発信業務	72	商工観光課
	(15) 白鳳祭	73	商工観光課


No.	1-1-1	
基本方針	1	情報共有の徹底
戦略	1-1	わかりやすい行政の情報発信と広聴機能の充実
取組項目	1-1-1	わかりやすい行政情報の発信

(1)具体的手段		よりわかりやすい行政情報の発信					
担当課		企画政策課					
取組内容		<p>広報紙の改善 広報モニターを活用し、よりわかりやすく行政情報等を伝えるため、より身近な広報媒体を目指し、つぎの取り組みを行う。 広報モニターの活用 「ちびっ子編集者」企画の実施。より幅広い層への興味喚起を図るため、小学生が企画・編集に携わる機会を設ける。</p> <p>わかりやすいホームページの運営 必要な情報にすぐにたどり着く、わかりやすいホームページへリニューアルする。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程							
目標実績	-----						
工程							
目標実績	HPアクセス数 943,573	1,000,000	1,100,000	1,200,000			
年効果額	-	-	-	-			
取組結果	2019(R1)	ホームページの情報を整理し、必要な情報にたどり着きやすく見やすいホームページへリニューアルする。(R2年4月からリニューアル公開) <R2年度の取組> 広報モニター、ちびっ子編集者企画の実施 リニューアル後のホームページの検証と改善					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		多様な媒体を活用した情報発信					
担当課		企画政策課					
取組内容		フェイスブック(FB)の活用 フェイスブックを活用し関心を集めるようなイベントなどの告知や事業などの情報発信を積極的に行い、町民の関心度を高めるだけでなく、琴浦ファンを呼び込む。 新たなSNSの活用 ツイッター、インスタグラムなどの新たなSNSを活用した情報発信を検討する。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	Facebookの活用 						
目標実績	FBフォロワー数 253人	300人	400人	500人			
工程		新たなSNS媒体の導入検討 		新たなSNS媒体導入 			
目標実績	1媒体	1媒体	累計1媒体	累計2媒体	累計2媒体	累計2媒体	
年効果額	-	-	-	-			
取組結果	2019(R1)	イベントや季節のできごとなど、町へ関心を持ってもらえるような発信に努める。 <R2年度の取組> Facebookを活用した情報発信 Facebook以外のSNSの特徴を整理し、活用を検討					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	1-1-2	
基本方針	1	情報共有の徹底
戦略	1-1	わかりやすい行政の情報発信と広聴機能の充実
取組項目	1-1-2	広聴機能の充実

(1)具体的手段		町民評価制度による住民意見の公表と反映				
担当課		総務課				
取組内容		<p>町民評価制度による町民評価・意見の反映 より広い町民の意見、評価をまちづくりに反映させるため、町が行う事業に対して町民に評価、意見をいただく「事業レビュー」を実施する。 事業レビューでは、無作為抽出方式による参加の案内を送付し、これまで行政への関わりのなかった町民にも参加いただく。</p> <p>「無作為抽出方式」とは 住民基本台帳などから無作為に抽出した住民に案内を送り、その中から応募のあった住民が事業レビューなどに参加する手法</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程						
目標		事業レビュー	事業レビュー	事業レビュー		
実績	公共施設レビュー 5月-7月、2日間 延53名参加	9事業 2日間 延48名参加	10事業 2日間	10事業		
年効果額	-	-	-	-	-	-
取組結果	2019(R1)	事業レビューを2日間で実施し、9事業に対して町民(2日間で延べ48名参加)の意見・評価をいただいた。 事業レビューでの住民評価に対する事業見直し方針は、本アクションプランにて「重点取組事項」として位置付けて整理し、毎年度、その見直しの進捗を管理する。 <R2年度の取組> 事業レビューを2日間の開催し、10事業に対して町民の評価、意見をいただく。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					


(2)具体的手段		区長会の開催				
担 当 課		総務課				
取 組 内 容		<p>区長会の開催と内容の充実 区長（自治会長）へ町の事業、取組などを説明するとともに、意見交換などにより自治会単位での地域の課題を情報共有し、自治会と連携しその解決に取り組む。 また、人口減少などの課題に対する取組の先進地事例などの研修を区長会と併せて行い、持続可能な地域づくりを自治会と連携して行う。</p> <p>[内容]</p> <p>< 2 月 > 区長の改選後 ・町の取り組み、各種事業の説明 ・自治会に関する研修会の同時開催 ・町からの依頼事項 ・区長との意見交換</p> <p>< 6 月 > ・新年度の重点施策、新規事業の説明 ・区長との意見交換</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程						
目標		1回	2回	2回	2回	2回
実績	1回	1回				
年効果額	-	-	-	-	-	-
取組結果	2019(R1)	区長会を1回開催し、町の取組、事業、町からの依頼事項を説明するとともに、意見交換を実施した。 < 令和2年度の取組 > 年2回(2月、6月)の開催とし、自治会長向け研修の同時開催などを行う。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	2-1-1	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-1	効率的・効果的な歳出構造への転換
取組項目	2-1-1	健全な財政基盤の確保


(1)具体的手段		将来の町の負担である地方債(借金)残高の削減					
担当課		総務課					
取組内容		<p>道路、建物などの建設、更新などの財源として発行する地方債(借金)の発行は、将来の返済が過多とならないように事業の選択と集中により、発行額を極力抑制し、地方債残高の縮減を図る。</p> <p>(将来の実質公債費比率を推計し、18%未満とする。)</p> <p>未償還地方債のうち高利率の繰上償還を積極的に行う。 ・地方債の発行による将来の返済時の影響を考慮し、発行を検討する。</p> <p>実質公債費比率とは 町の収入残高などに対する地方債の返済額で表される比率で、町の収入に対して返済が多くないか判断する指標。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施				取り組みの継続		
目標	実質公債費比率	18.0%未満	18.0%未満	18.0%未満	18.0%未満	18.0%未満	
実績	13.8%						
地方債残高	134億円	128億円(見込)					
年効果額	-	-	-	-	-	-	
取組結果	2019(R1)	<p>平成30年度決算では、地方債返済額の増加及び収入(地方交付税など)の減少により実質公債費比率が13.8%となり前年度に対し1.0%悪化した。(地方債の返済額が町の全体収入額に占める割合が大きくなった。)</p> <p><R2年度の取組> R1年度決算による剰余金や減債基金の活用による繰上償還を積極的に検討する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

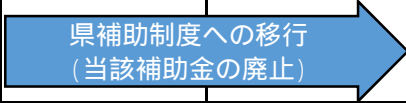
(2)具体的手段		町の貯金(財政調整基金)の確保					
担当課		総務課					
取組内容		町の貯金(財政調整基金)は、災害発生や急激な税収の減少などに対応するために必要なもので、平成30年の災害では被害規模が大きく、その対応のため約5億円の貯金(基金)を取り崩した。 琴浦町の人口規模などから算出される標準財政規模(約60億円)の20%である12億円を確保し、災害などの予期しない支出に備える。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		実施			取り組みの継続		
目標		10.5億円	11.0億円	11.5億円	12.0億円	12.0億円	
実績	9.7億円	8.6億円(見込)					
年効果額	-	-	-	-	-	-	
取組結果	2019(R1)	平成30年度決算では、財政調整基金が4億円減少し、9.7億円となりました。令和元年度決算見込は、残高が約1.1億円減少し、約8.6億円となる見込である。 【基金の減少要因】当初予算での1.9億円の取崩しのほか、前年の災害に対する対応の追加経費が必要となり、積立てができなかったため。 <R2年度の取組> 繰上償還を優先的に実施するとともに基金の確保を検討する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						




No.	2-1-2	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-1	効率的・効果的な歳出構造への転換
取組項目	2-1-2	負担金、補助金等の適正化

(1)具体的手段		個別補助金等の見直し				
担当課		関係課				
目標(指標)		3年ごとに見直し				
取組内容		<p>見直しの視点</p> <p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、内容に現時点でも明確な「公益性」が認められるか <p>妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費や補助金額、補助率が妥当かつ明確なものか <p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金額に見合う効果が期待できるか ・他の手法でなく補助によることが施策目的の実現にとって最適か <p>公平性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の団体や町民との間で公平性は保たれているか ・交付先は適正、公平に決定されているか 				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程						
目標実績						
年効果額	-					
取組結果	2019(R1)					
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.1	部落自治振興交付金		担当課	総務課		
見直し 検討理由	見直しの視点: 必要性、妥当性、有効性、公平性					
	<p>(1) 交付金の目的 人口減少、少子高齢化が進む中、一定区域内での生活上の諸問題や区域内の清掃・美化などの活動に取り組む自治会の維持及び振興を図る。</p> <p>(2) 交付金の現状と課題 自治会に申請をしてもらい、交付金支払っているが、実績報告の提出を求めているため、自治会に町の交付目的を理解していただけていない。 自治会を対象とした補助金が複数あり、補助金ごとに自治会の申請事務が発生している。(自治会の申請事務の負担) 交付金の算定方法が、世帯数や人数であるため、中山間地域の世帯数等が少ない自治会は、交付金が少額となるため、その支援額の検証が必要。</p> <p>(3) 見直し方針 総合交付金化 その他の補助金と統合することにより、申請事務などの部落負担を検討する。 交付金算定方法 ・小規模な自治会に対する交付金額について検証し、必要に応じて算定方法を見直す。 ・女性役員割合40%の自治会に対する追加交付金は、女性の自治会運営への参画推進に対する効果が小さいと思われるため、検証と見直しを行う。 実績報告に基づく交付金の効果検証 実績報告書の提出を求めるとし、交付金の効果、対象経費などについて再整理する。</p>					
	取組計画(取組実績)					
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
	→ 検討	→ 実施				
予算計上額(決算額)						
15,803千円	15,908千円	19,423千円	千円	千円	千円	
取組結果						
R1年度	<p>総合交付金化 各種補助金の拾い出しによる総合交付金化の検討した。令和2年度予算にて、敬老会補助金を部落自治振興交付金に統合する。その他補助金についても、R3年度以降の統合できるものを整理する。</p> <p>交付金算定方法 女性役員割合に応じた追加交付金は、その効果が小さいためを令和2年度より廃止する。</p> <p>実績報告に基づく交付金の効果検証 R2年度事業より実績報告(自治会活動内容)の提出をいただくよう見直し、交付金の効果検証を行う。</p>					
R2年度						
R3年度						

No.2	消防防災に係る交付金		担当課	総務課	
見 直 し の 理 由	<p>見直しの視点： 必要性、 有効性</p> <p>(1) 交付金の目的 大規模災害時などでの行政機関の緊急対応には限界があることから、自治会単位などの一定の地域内で組織する自主防災組織による「共助」の取組を推進、支援する。</p> <p>(2) 交付金の現状と課題 これまで、自治会単位などの地域内の防災などに取り組む自主防災組織の結成、活動を促進し、一定の成果を挙げた。 結成率(2020.1月末時点):51% 防災資機材の整備に係る補助は、2種類あり、町が推進している自主防災組織の支援に一本化するよう検討が必要。</p> <p>(3) 見直し方針 下記の補助金について、見直しを検討する。 a) 自主防災組織防災資機材整備補助金…… 継続 b) 自主防災組織活動促進奨励金…………… R1年度末廃止 c) 消防施設整備補助金…………… R1年度末廃止 d) 自主防災組織結成促進補助金…………… R1年度末廃止</p>				
	取組計画(取組実績)				
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
					
予算計上額(決算額)					
4,288千円	3,450千円	1,000千円	千円	千円	千円
取組結果					
R1年度	<p>見直し方針のとおり、自主防災組織として体制が整備された団体(自治会)の活動を支援することとし、下記のとおりR2年度は見直しを行う。</p> <p>< R2年度の取組 ></p> <p>b) 自主防災組織活動促進奨励金…………… R1年度末にて廃止 c) 消防施設整備補助金…………… R1年度末にて廃止 d) 自主防災組織結成促進補助金…………… R1年度末にて廃止</p>				
R2年度					
R3年度					

No.3	コミュニティ施設バリアフリー化支援事業補助金	担当課	総務課		
見直し理由	見直しの視点： 有効性 (1) 補助金の目的 自治会集会所などのバリアフリー化を促進することにより、町民の誰もが安全かつ容易に利用できる拠点を整備し、地域活動の充実・強化を図る。 (2) 交付金の現状と課題 これまで、自治会集会所のバリアフリー化を町単独で補助を行ってきたが、同じ目的であるの県の補助金制度があることから町単独での支援の見直しを行う必要がある。 (3) 見直し方針 県補助金制度による自治会への支援方法とし、町が単独で行っていた補助制度を廃止する。				
	取組計画(取組実績)				
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	
				R4(2022)	R5(2023)
予算計上額(決算額)					
1,458千円 町負担額は10/10	1,500千円 町負担額は10/10	2,448千円 町負担額は1/4 (612千円)	千円	千円	千円
取組結果					
R1年度	R2年度より町が単独で行ってきた補助事業を廃止し、県補助事業を活用した自治会の支援を行う。				
R2年度					
R3年度					

No.4	元気づくり応援事業補助金	担当課	企画政策課		
見直し理由	見直しの視点： 有効性 (1) 補助目的 地域活性化に取り組む町内団体の活動支援を行うことで、町の元気づくりに取り組む機運をつくり出すことを目的とする。 (2) 現状と課題 地域づくり団体の活動支援のため「琴浦町元気づくり応援事業費補助金」を設けているが、活用が少なく、また県等にも同様の補助事業がある。 (3) 見直し方針 地域活性化に取り組む団体にとって、より活用しやすく、活動の充実につながるような支援に向けて、補助金区分等の見直しや、町内団体を対象とした説明会の開催等、制度の見直しや検討を行う。				
	取組計画(取組実績)				
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	
				R4(2022)	R5(2023)
予算計上額(決算額)					
2,000千円	2,000千円	千円	千円	千円	千円
取組結果					
R1年度	町内団体から聞き取りを行い、補助金区分等制度の見直しや、周知強化を目的とした説明会の開催等の各種検討を行った。 R2年度より、補助金の区分を3種類から2種類にし、補助金の交付上限回数を設定する。				
R2年度					
R3年度					


No.5	地域組織活動補助金	担当課	人権・同和教育課			
見直し理由	見直しの視点: 妥当性、公平性					
	(1)補助目的 児童の健全な育成、保護者など地域住民の積極的参加による地域組織活動を促進					
	(2)現状と課題 ・補助対象事業、対象者が限定的である必要性について検証が必要 ・対象者 同和地区の保護者クラブ ・対象事業 親子及び世代間の交流、文化活動(交流活動、読み聞かせ会、おやつ作り等) 児童養育に関する研修活動(地域の児童健全育成の向上に関する研修会等) 児童の事故防止等活動(遊び場の遊具の点検・巡回・交通安全活動等) その他、児童福祉の向上に寄与する活動					
	(3)見直し方針 補助金の妥当性、公平性を検討して廃止する。					
取組計画(取組実績)						
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
	検討・協議 →	廃止 →				
予算計上額(決算額)						
252千円	252千円	0千円	千円	千円	千円	
取組結果						
R1年度	補助金の妥当性等を検討し、R2年度から補助金を廃止する。					
R2年度						
R3年度						

No.6	部落解放同盟琴浦町協議会補助金	担当課	人権・同和教育課			
見直し理由	見直しの視点: 妥当性、公平性					
	(1)補助目的 ・人権の確立された社会の実現を目指す団体の活動(大会参加費、旅費等)を補助する。					
	(2)現状と課題 ・町としての補助に対する基本方針、明確な指針が必要 ・旅費の算出根拠を設定することが必要 ・研修参加者の固定化、成果があがる取組みが必要					
	(3)見直し方針 ・補助対象経費の妥当性、公益性の検証 ・限度額の算出根拠の整理、旅費規程の検討、対象経費の整理 ・計画的な事業が実施されているか確認					
取組計画(取組実績)						
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	
	整理・協議 →	見直し →				
予算計上額(決算額)						
1,800千円	1,800千円	1,200千円	千円	千円	千円	
取組結果						
R1年度	補助金の対象経費について精査を行った。 (対象とする研修の精査、研修に伴う日当の廃止 など) 今後も継続して補助金の妥当性、公益性を検証していく。					
R2年度						
R3年度						

No.7	農業青年会議活動助成事業補助金	担当課	農林水産課
見直し 検討理由	見直しの視点： 必要性、 妥当性、 有効性		
	(1) 補助の目的 農業後継者の農業に対する知識・技術習得等を支援し、担い手育成及び農業の振興を図る。 (2) 現状と課題 会員の減少に伴い活動内容が変化してきている。 (3) 見直しの方針 今後の活動計画を青年会議に確認し、補助金の必要性や、その内容が補助目的に即しているか検討し、対象事業及び対象経費の見直しを行う。		
取組計画(取組実績)			
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
	→ 検討 →	→ 検討・協議 →	→ 見直し →
予算計上額(決算額)			
90千円	90千円	90千円	千円
取組結果			
R1年度	琴浦町農業青年会議の過去の活動実績や今後の活動計画を確認し補助金交付の目的、効果、対象経費の整理を行う。 R2年度は、補助金交付の目的、効果、対象経費を見直し、補助金の必要性について青年会議と協議を行う。		
R2年度			
R3年度			

No.8	農地流動化推進事業交付金	担当課	農業委員会事務局
見直し 検討理由	見直しの視点： 必要性、 有効性		
	(1) 補助目的 農地中間管理事業等を活用し、認定農業者の農地利用集積、集約化を推進する。 (2) 現状と課題 従前は認定農業者の農地貸借について一律同額の補助を行っていたが、R元年度から補助額に差をつけて中間管理事業による貸借を優遇する内容に変更した。その結果、農地中間管理事業による貸借面積が増加し、担い手への農地集積が図られた。 (3) 見直し方針 中間管理事業による農地利用集積について一定の成果を見ることができたため、R2年度も引き続き農地利用集積の検証を行い、R3年度に制度の見直しを行う。 農地中間管理事業 農地中間管理機構が、農業経営リタイヤ、規模縮小などで、農地の受け手を探している農家から農地を借受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手(担い手農家等)に貸し付ける制度		
取組計画(取組実績)			
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
	→ 見直し →	→ 検証 →	→ 見直し →
予算計上額(決算額)			
7,334千円	6,000千円	4,500千円	千円
取組結果			
R1年度	改正交付要綱に基づき、事業を推進する。 R2年度は引き続き要綱改正による農地利用集積の効果について検証を行う。		
R2年度			
R3年度			

No.9	農家担い手結婚対策補助金	担当課	農業委員会事務局			
見直し理由	見直しの視点： 公平性 (1)補助目的 農業委員等で組織する実行委員会が実施する婚活イベントに係る事業費を補助している。農業委員が仲介人となり、結婚を希望し、出会いの場を求める町内の専業(兼業)農家の後継者に出会いの機会を提供する。 (2)現状と課題 町内の農業後継者へ出会いの場を提供することを目的としているが、これまで、町内は男性農業後継者に限っており、農業後継者は男性という前提の下で事業参加者の募集を行ってきた。男女平等の観点から事業のあり方(募集方法)を見直す必要がある。 (3)見直し方針 町内の農業後継者が男女問わず申込み、参加できる事業とするよう参加要件の見直しを行う。					
	取組計画(取組実績)					
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
		検討	検討・検証	検討・見直し		
予算計上額(決算額)						
385千円	500千円	400千円	千円	千円	千円	
取組結果						
R1年度	R1年11月3日(日)に婚活イベントを開催した。参加者アンケートをもとに、次年度の計画について実行委員会で検討する。R2年度は、町内の農業後継者が男女問わず参加できる事業へ見直し、開催する。					
R2年度						
R3年度						
No.10	進学奨励金	担当課	教育総務課			
見直し理由	見直しの視点： 必要性、有効性、公平性 (1)補助目的 子どもたちが経済的理由により修学の途を諦めないように支援するとともに、将来にわたり琴浦町に貢献しうる人材を育成する。 (2)現状と課題 R1年度は高校生126人大学生・専修学生83人に対して進学奨励金を支給している。R2年度から国の高等教育修学支援新制度開始により、特に大学生・専門学生を対象に支援制度が拡充されることに伴い、本事業を総合的に見直すこととした。 (3)見直し方針 進学奨励金の対象を高校生のみとし、大学生・専修学生については国の制度へ移行する。					
	取組計画(取組実績)					
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
		見直し検討	見直し (R2国制度移行)			
予算計上額(決算額)						
15,312千円	16,560千円	7,200千円	千円	千円	千円	
取組結果						
R1年度	大学生・専修学生を対象とした進学奨励金はR2年度から国の制度へ移行する。また、その財源を基金に積み立て、I・J・Uターン者に対し奨学金返還金助成を行う新制度をR2年度から開始する予定。					
R2年度						
R3年度						

No.11	同和対策に係る固定資産税の減免措置		担当課	税務課	
見直し理由	<p>見直しの視点： 必要性、 公平性</p> <p>(1)補助目的 同和対策事業として住環境が改善されてきた。行政施策の取り組みの成果により改善された土地・家屋の固定資産税は当初高額になったため、納税者の負担を軽減することを目的に制度が始まる。</p> <p>(2)現状と課題 平成31年3月議会で「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議」として議決が行われている。 制度の内容を整理したところ、全町的な土地の下落や、家屋の経年劣化の考慮により、当初高額であった固定資産税は、現在では低下している状況である。</p> <p>(3)見直し方針 一定の期間を経て、減免措置の目的である納税者の負担軽減を図るという役割を果たしたものと判断する。 「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」を廃止し、令和2年度より減免を行わない。</p>				
	取組計画(取組実績)				
H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
					
予算計上額(決算額)					
歳入-4,572千円	歳入-4,480千円	0千円	千円	千円	千円
取組結果					
R1年度	一定の期間を経て、減免措置の目的である納税者の負担軽減を図るという役割を果たしたことから、R1年度末で廃止する。				
R2年度					
R3年度					

No.	2-1-3	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-1	効率的・効果的な歳出構造への転換
取組項目	2-1-3	各種事業の見直し

(1)具体的手段		公共交通体系の見直し					
担当課		企画政策課					
目標(指標)		持続可能な運行体系の構築、運行委託費用の削減					
取組内容		<p>【背景】 H30年度に町営バスの運行委託事業者よりドライバー不足を理由に撤退の意向を受けた。調整の結果、R1年度より3年間は、一部路線の運行を町内運送事業者へ切り替えることで、現行のバス路線を維持することができたが、今後もドライバー不足は解消する見込みはなく、抜本的な見直しが必要となっている。</p> <p>【取組方針】 琴浦町公共交通体系再編計画検討委員会を設置し、将来にわたり安定的な運営が可能な公共交通のあり方を検討する。 再編計画については、町営バスとスクールバスとの統合、定時定路線型のバス運行から予約運行型交通への転換、利用料の適正化、車両の更新について検討を行う。 あわせて、住民ドライバーを活用した交通の実証実験、共助交通への支援を行い、持続的な地域交通にむけて施策を展開する。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		検討	検討(実証実験、整備)		実施		
目標実績	-	検討	一部見直し	一部見直し			
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>琴浦町公共交通体系再編計画検討委員会を立ち上げ、令和4年度からの公共交通体系を検討中である。R1年度中に計画を策定。 <R2年度の取組> 一部地区で新たな交通の実証実験、バス車両の整備、助け合い交通に対する補助制度の新設する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		図書館業務の見直し					
担 当 課		社会教育課					
目 標 (指 標)		図書館利用者(来館者)の増加、住民サービスの向上					
取 組 内 容		<p>利用しやすい図書館に向け住民の意見等を聴くワークショップ等を開催する。</p> <p>図書館にある多様な図書の情報などをホームページや広報誌などを活用し積極的に発信する。</p> <p>住民が利用しやすい配架・展示方法等を検討・実施する。</p> <p>町民の居場所として新たな図書館利用を推進する。</p> <p>図書館システムの更新に併せて、図書にICタグを貼り付け、自動貸出や返却など事務の効率化を図るとともに、図書の管理を行う。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		配架、展示方法等の見直し					
		ワーク	体制の見直し				
目標実績	-	ICタグ、自動貸出導入検討		導入実施			
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>先進地視察(塩尻市民交流センター、瀬戸内市立図書館) 図書の展示方法、館内行事など見直し</p> <p>住民とのワークショップの開催(総務省地域情報化アドバイザー活用)</p> <p><R2年度の取組></p> <p>住民とのワークショップを継続し開催し、図書館のリノベーション方針を策定する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(3)具体的手段		移動図書館事業の見直し					
担 当 課		社会教育課					
目 標 (指 標)		移動図書館車の見直しを検討する。					
取 組 内 容		<p>移動図書館車の廃止と代替案を検討する。 まなたん号は導入して21年経ち老朽化しており、また、利用者の減少や固定化が見られることから見直し等を検討する。</p> <p>代替案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・こども園、高齢者施設には、公用車を利用して図書を届ける。 ・人の集まる場所や商店、公民館等へ「まちなか図書館」を設置する。 					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程							
目標実績	-	検討	一部実施・検討	一部実施・検討			
年効果額							
取組結果	2019(R1)	移動図書館事業の見直し（まなたん号廃止）に向け、「まちなか図書館」の設置などを検討中である。 巡回日数・巡回場所の見直し検討をしている。 <R2年度の取組> 「まちなか図書館」を導入し、その効果を検証する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(4) 具体的手段		口座振替収納の推進によるコスト削減				
担当課		税務課・担当課				
目標(指標)		口座振替収納の拡大				
取組内容		<p>口座振替収納が最も低コストな納付方法であるため、口座振替を推進する。</p> <p>年効果額は、納付書納付から口座振替へ変更した場合のコスト減少額</p> <p>【参考】納付書118.52円、口座振替10円、コンビニ168.52円</p> <p>具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に課税が発生する手続き(家屋評価、国保加入、上水道開栓、下水道排水設備検査、転入時)の時、口座振替依頼書を手渡す。 ・口座振替依頼書の金融機関への提出代行の検討。 <p>(口座振替希望者が、金融機関以外へ提出することができるしくみの検討)</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程		実施 				
目標	-	-	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%
実績	-	-	-	-	-	-
年効果額		-	380千円	770千円	1,160千円	1,500千円
取組結果	2019(R1)	<p>口座振替依頼書の交付について、各事業担当課へ対応を依頼した。</p> <p><R2年度の取組></p> <p>口座振替依頼書の金融機関への提出代行(役場等)は、費用対効果を含め、導入を検討していく。</p>				
	2020(R2)					
	2021(R3)					



(5)具体的手段		有害鳥獣捕獲奨励金にかかる捕獲確認					
担 当 課		農林水産課					
目 標 (指 標)		捕獲確認方法の見直し					
取 組 内 容		<p>有害鳥獣の捕獲確認方法の見直し 現在、有害鳥獣の捕獲確認については、職員が捕獲者から連絡を受け、現地（捕獲場所）に赴いて捕獲確認（尾の切除確認、写真撮影）を行っているが、そのほとんどを移動時間に費やしており、非効率な状況となっている。 捕獲確認を捕獲者同士（猟友会会員同士）で実施するなど、確認方法の仕組みについて猟友会と検討・協議を行う。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	検討・協議		検証・協	検証・見直	実施		
目標実績	-	-	-	-	-	-	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	鳥取県猟友会琴浦地区へ効率的な捕獲確認方法への見直しについて協議を行った。 < R2年度の取組 > 職員による現地確認と捕獲者による写真、証拠物（尾、両耳など）の提出での確認を平行して実施し、捕獲確認方法の仕組みについて検討、協議を進める。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(6)具体的手段		国制度への上乗助成の廃止(重度在宅障がい者福祉手当)					
担 当 課		福祉あんしん課					
目 標 (指 標)		重度在宅障がい者福祉手当の廃止					
取 組 内 容		<p>重度在宅障がい者福祉手当の廃止 ・国制度の特別障害者手当（月額27,200円）、障害児福祉手当（月額14,790円）の受給者に対し月額2,000円×12月を上乗せ支給している。 ・町独自でH23年度から実施。（県内無し） ・限られた財源の中、9年間支給することができた。 ・削減された予算は重度障がいのある人の利用が多いデイサービスの給付費に充てる。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施		廃止				
目標実績	-	-	-	-	-	-	
年効果額		960千円					
取組結果	2019(R1)	対象者の収入状況などの現状を把握した。 R1.10.3時点 受給者28人（児童7人、大人21人） < R2年度の取組 > 対象者への意見聴取や審議会等に図ったうえで制度の見直しを行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						



(7)具体的手段		中学校部活動補助金の廃止					
担 当 課		教育総務課					
目 標 (指 標)		中学校部活動補助金の廃止 (補助金事務を廃止)					
取 組 内 容		補助金方式により、学校と町担当課の双方で補助金に係る事務を行っているが、必要経費を消耗品等として予算計上し、町が直接購入、直接支払う方法へ見直し、補助金手続き事務の削減を図る。					
年度	2018(H30) 以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程							
目標	-						
実績	-						
年効果額							
取組 結果	2019(R1)	< R2年度の取組 > 令和2年度より補助金を廃止し、各学校予算の消耗品費、備品購入費に計上する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(8)具体的手段		光ファイバネットワーク施設の管理運営方法の見直し											
担当課		企画政策課											
目標(指標)		光ファイバネットワーク施設の維持更新に係る公的負担の見直し											
取組内容		<p>光ケーブル保守業務と防災無線戸別受信機保守業務を別々の業者に委託しているが、1つの業者に委託する。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が新築等で光ケーブルの引込みを申し込まれた際、引込み工事と防災無線機の設置が1回(1社、1訪問)で完了 ・行政職員の事務手続きの簡素化 ・委託経費の削減 <p>光ファイバネットワーク施設の管理・運営方法の見直し 琴浦町を含む3町では、第三セクター(鳥取中央有線株式会社、以下「TCC」)による光ファイバネットワークを利用した町民(加入者)への地上デジタル放送、インターネットなどのサービスを有償で提供している。 施設の更新費用(10年ごと)は、TCCからの使用料収入と大きく乖離があるため、TCCから町が徴す使用料(町との負担割合)の見直しや今後の施設管理、運営方法等を検討する必要がある。</p> <p>【参考：維持管理費】</p> <table border="0"> <tr> <td>2014～2017年度光ケーブル化(更新費用)</td> <td>1,603百万円</td> </tr> <tr> <td>2018年度施設維持管理費(町負担)</td> <td>38百万円/年</td> </tr> <tr> <td>2018年度施設利用料収入(TCC負担)</td> <td>9百万円/年</td> </tr> </table>						2014～2017年度光ケーブル化(更新費用)	1,603百万円	2018年度施設維持管理費(町負担)	38百万円/年	2018年度施設利用料収入(TCC負担)	9百万円/年
2014～2017年度光ケーブル化(更新費用)	1,603百万円												
2018年度施設維持管理費(町負担)	38百万円/年												
2018年度施設利用料収入(TCC負担)	9百万円/年												
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)							
工程		検討	実施・検証										
目標	-												
実績	-												
工程			3町協議	見直し									
目標	-												
実績	-												
年効果額	-	-	600千円										
取組結果	2019(R1)	<p>関係機関(保守業者)と業務内容について協議し、業務を一本化できることを確認。</p> <p>関係市町との意見交換を行い、問題点等を情報共有した。</p> <p><R2年度の取組></p> <p>次年度の業務委託契約においては、光ケーブルと防災無線機の保守について1つの業者に委託し、その手法の検証を行う。</p> <p>関係3町と鳥取中央有線放送で協議を行う。</p>											
	2020(R2)												
	2021(R3)												

No.	2-2-1	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-2	歳入確保への取組
取組項目	2-2-1	町税等の徴収率の向上と適切な債権管理

(1)具体的手段		町税徴収率の向上と債権管理					
担当課		税務課					
取組内容		<p>現年課税分の徴収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 差押等を早期に実施する。(新たな滞納の発生防止) 徴収率99.2%(H29年度鳥取県内平均)を2021年までに到達する。 <p>滞納繰越額の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> 差押、搜索、公売を早期に実施する。 不動産公売の研修に参加し、公売方法を習得する。 中部ふるさと広域連合への徴収委託を継続して行う。 [例]高額滞納者、県外案件等、滞納整理が困難な案件 町は、現年課税分の徴収に集中的に取り組む。 効果額については、国民健康保険税分も含む。 生活困窮状態やその他特別の事情があり納付困難な場合は、納税相談を実施し、関係課と連携をとりながら、生活再建への助言や納付計画を立てる。 					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		実施 					
目標		99.0%	99.1%	99.2%	99.30%	99.4%	
実績	98.9%						
年効果額	-	1,627千円	3,253千円	4,880千円	6,506千円	8,133千円	
工程		実施 					
目標		55,000千円	50,000千円	45,000千円	40,000千円	35,000千円	
実績	59,303千円						
年効果額	-	3,452千円	3,346千円	3,150千円	2,703千円	2,561千円	
取組結果	2019(R1)	<p>広域連合への徴収委託、預金差押、搜索、公売を実施。納付相談も実施している。</p> <p><R2年度の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 財産差押、搜索を早期に行う。(督促状発送後、半年以内) 					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		国民健康保険税徴収率の向上と債権管理					
担当課		税務課・すこやか健康課					
取組内容		<p>現年課税分の徴収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押等を早期に実施する。(新たな滞納の発生防止) ・社会保険との重複加入となっていないか確認をし、国民健康保険離脱手続きの説明を行なう。(適切な課税へつなげる) <p>滞納繰越分の徴収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押、搜索、公売を早期に実施する。 ・不動産公売の研修に参加し、公売方法を習得する。 ・中部ふるさと広域連合への徴収委託を継続して行う。 [例]高額滞納者、県外案件等、滞納整理が困難な案件 町は、現年度分の徴収に集中的に取り組む。 ・半年以上滞納を続けている世帯には、納付機会を確保するため、短期被保険証を交付する。 ・特別の事情も無く長期に滞納を続けている世帯には、資格証明書を交付し、保険給付分の払い戻しにあわせた納税方法を検討する。 ・生活困窮状態やその他特別の事情があり納付困難な場合は、納税相談を実施し、関係課と連携をとりながら、生活再建への助言や納付計画を立てる。 <p>短期被保険証とは 有効期限が1～2ヶ月と短い被保険者証。</p> <p>資格証明書とは 保険証を返却してもらい、交付するもので、医療機関で支払う医療費が、いったん全額自己負担となる。後日、申請により保険給付分の払い戻し、その費用は税の未納にあてる。</p> <p>効果額については、町税分も含む。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		実施					
目標		96.2%	96.4%	96.6%	96.8%	97.0%	
実績	96.0%						
年効果額	-	788千円	1,617千円	2,447千円	3,276千円	4,105千円	
工程		検討	実施(連合委託は2019から実施)				
目標		34.0%	34.1%	34.2%	34.3%	34.4%	
実績	33.98%						
年効果額	-	3,452千円	3,346千円	3,150千円	2,703千円	2,561千円	
取組結果	2019(R1)	広域連合への徴収委託、預金差押、搜索、公売を実施。滞納者への聞取りを行い、社会保険との二重加入ではないか確認を行った。納付相談も実施した。 <R2年度の取組> ・財産差押、搜索を早期に行う。(督促状発送後、半年以内)					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(3)具体的手段		介護保険料徴収率の向上と債権管理				
担当課		税務課・すこやか健康課				
取組内容		<p>現年課税分の徴収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規保険者の納付決定通知書送付時に、口座振替推進チラシと口座振替依頼書を同封し、確実な収納を見込む。 差押等を早期に実施する。(新たな滞納の発生防止) <p>滞納繰越分の徴収率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 差押、搜索、公売を早期に実施する。 納付資力の有無を早期に判断し、滞納処分(差押等)の執行または停止を行なう。(執行停止により滞納繰越額が減少し、徴収率の向上が見込まれる) 滞納状況に応じて、介護保険担当課と協議を行いながら、介護サービスの制限をする。 生活困窮状態やその他特別の事情があり納付困難な場合は、納税相談を実施し、関係課と連携しながら生活再建への助言や納付計画を立てる。 保険料の連帯納付義務者(世帯主や配偶者の一方)への徴収(納税通知発送など)を行う。 介護保険講座などで、納付の大切さを啓発する。 				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程		実施 				
目標実績	90.9%	91.0%	91.5%	92.0%	92.5%	93.0%
年効果額	-	26千円	145千円	263千円	382千円	500千円
工程		実施 				
目標実績	19.9%	22.0%	23.0%	24.0%	25.0%	26.0%
年効果額	-	7千円	40千円	55千円	95千円	118千円
取組結果	2019(R1)	<p>預金差押、搜索、公売を実施。納付資力の有無を調査中(財産調査等)。新たな口座振替推進方法を検討中。納付相談も実施している。</p> <p><R2年度の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 財産差押、搜索を早期に行う。(督促状発送後、半年以内) 保険料の連帯納付義務者(世帯主や配偶者の一方)への徴収(納税通知発送など)を行う。 				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

(4)具体的手段		町営住宅使用料徴収率の向上と債権管理				
担 当 課		建設環境課				
取 組 内 容		契約解除による新たな使用料の滞納発生防止 ・ 3ヶ月を超える滞納が生じた場合、納付相談と平行して契約解除(予告)の協議開始を行い、新たな滞納の発生を防止する。 ・ 50万円を超える使用料の滞納が生じた場合、明け渡し訴訟の提起により、法的措置による住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払を求める。				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程						
目標						
実績						
年効果額	-					
取組結果	2019(R1)	現年分徴収率95%、滞納繰越分10%に設定、課内の連携強化や情報共有を行いながら滞納整理に取り組む。 < R2年度の取組 > ・ 明渡訴訟 1件				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

(5)具体的手段		保育料徴収率の向上と債権管理					
担 当 課		子育て応援課					
取 組 内 容		現年度分滞納への取組 ・滞納初期段階より早期に納付の呼びかけや相談の実施 ・滞納が続く場合は、児童手当支給日の納付交渉の実施 過年度分滞納への取組 ・分納誓約にかかる履行徹底 ・滞納者の状況に応じた納付計画の見直し ・児童手当支給日の納付交渉					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程 目標 実績	現年徴収率 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	過年徴収率 36.1%	40.0%	42.0%	49.0%	61.0%	100.0%	
年効果額		-					
取組 結果	2019(R1)	現年度分について、納付期限後の速やかな督促を徹底した。 過年度分について、分納誓約履行の確認を随時行い、未納の場合は納付指導を実施し納付につなげた。 <R2年度の取組> 長期滞納者への給与引き去り等の処分を検討。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						


(6)具体的手段		住宅新築資金等貸付金の徴収率の向上と債権管理					
担 当 課		人権・同和教育課					
取 組 内 容		徴収体制強化 ・納付が滞る家庭には早期に通知、電話、訪問し状況の聞き取りを行う。 ・分納対応中の人には定期的に増額交渉を行う。 ・同時に各家庭の収入状況等を考慮し、滞納者と相談のうえ納付計画を立てる。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程 目標 実績	95.73%	95.89%	96.05%	96.16%	96.25%	96.34%	
	年効果額						
取組 結果	2019(R1)	支払督促及び差押えに向けて債務者交渉中(2件) 債務者以外の家族に向けて状況説明の通知を送付(1件) <R2年度の取組> 担保不動産競売 1件					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-2-2	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-2	歳入確保への取り組み
取組項目	2-2-2	未利用資産の活用

(1)具体的手段		未利用資産の整理、売却、貸付				
担当課		総務課				
取組内容		<p>未利用資産の売却 町が所有する建物や土地について、住民サービスとして利用しなくなったものを民間へ売却し、民間による有効活用を図るとともに、町の管理経費の削減のほか、売却した土地などへの課税による将来の町税の確保に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 売却が可能な土地、建物などを整理する。 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に基づき整理 建物付きの土地は、解体を行わず売却することを検討し、売却できない場合に解体し土地の売却を行う。 売却が困難な場合、貸付による有効活用を行う。 これまで希望者が現れた場合のみ、入札などを行ってきたが、毎年度、一括して売却が可能な土地等を公表し、入札等を行う。 入札などは、希望者が購入等の検討できる十分な期間を設ける。 <p>【売却を検討する施設の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧逢束保育園 赤碓勤労者体育センター など 				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程		未利用資産整理 →		売却・貸付 →		
目標		個別施設計画の策定	売却可能な資産の整理と情報公開による売却			
実績	0件	1件				
年効果額	0千円	4,500千円				
取組結果	2019(R1)	公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画を策定した。 <R2年度の取組> R1年度に策定予定の個別施設計画に基づき売却可能資産を整理し、その情報をホームページ等で公表し、売却を進める。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	2-2-3	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-2	歳入確保への取り組み
取組項目	2-2-3	多様な財源確保策の推進

(1)具体的手段		ふるさと納税制度による財源確保					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		<p>人口減少、高齢化が進む中、町税は減少傾向となっている。歳出の見直しを行うが、住民サービスの質を高めることが必要であり、その財源として、ふるさと納税による財源の確保を行う。</p> <p>具体的な取組事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税の増額に向けた分析と対策 ・利用するふるさと納税サイトのうち寄附額の少ないサイトの原因を調査し、その対策を行う。 返礼品の充実 ・町内の事業所への新規返礼品登録の推進 ・新たな返礼品の開発（組み合わせを含む） ・観光資源などを活用した体験型返礼品の整備（より関係人口に近い人材の確保） クラウドファンディング型ふるさと納税の活用 <p>クラウドファンディングとは インターネットを通して不特定多数の人から事業に対して少額ずつ資金を調達する方法。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施						
目標		3.0億円	4.0億円	5.0億円			
実績	3.6億円	3.7億円					
工程			実施				
目標		1件	2件	2件			
実績	0件	1件					
年効果額	3.6億円	3.7億円	4.0億円	5.0億円			
取組結果	2019(R1)	<p>寄附額が少ないポータルサイトは、返礼品の登録件数が少ないためであると分析した。登録件数が少ない要因は、返礼品を受注する事業所にとっては、登録サイトによって返礼品の受注・発送方法などが異なるため、複数のサイトへの記念品登録が進んでいない。</p> <p>町内の特産品などを詰め合わせた返礼品（商工会）、肉の返礼品を追加した。</p> <p>古民家での民泊を開始する金平邸の資金調達としてクラウドファンディングを実施した。</p> <p><R2年度の取組></p> <p>寄附額増額に向けた分析結果に基づき、R2年度より返礼品登録件数を増やすため、返礼品発注事務を直営による一元化により返礼品登録を返礼品協力事業者に促す。</p> <p>R2年度は、返礼品充実のため、新たな返礼品協力事業者を確保するほか、体験型返礼品を検討する。</p> <p>IJUターンの起業、地域協議会の事業展開に係る資金調達支援をクラウドファンディングで行う制度を創設。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		企業版ふるさと納税制度による財源確保					
担 当 課		総務課、関係課					
取 組 内 容		<p>企業版ふるさと納税は、町外企業が琴浦町の行う事業に寄附することで、企業側にとっても寄附額の一部が税控除される仕組み。 対象事業は、地方創生総合戦略に係る取組内容で、かつ、事前に国の承認を得る必要がある。 この制度を活用し、住民サービスの質の向上を図る特色のある事業を実施する。</p> <p>企業版ふるさと納税の積極的な広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業チラシ作成 ・HP掲載 ・企業へのPR(トップセールス) ・実績(実施状況)の広報活動 					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程							
目標		-	1件	1件	1件	1件	
実績	-	0件					
年効果額	-	0千円	10,000千円				
取組結果	2019(R1)	令和2年3月に策定する地方創生総合戦略(第2期)に基づき、企業版ふるさと納税の対象事業の一覧(チラシ)を作成し、企業版ふるさと納税の募集を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-3-1	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-3	公的負担の適正化
取組項目	2-3-1	使用料等の適正化

(1)具体的手段		使用料等の適正化基本方針の策定と使用料の見直し					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		これまで、施設の使用料等は、各施設担当課などにより使用料の設定を行ってきたが、統一した使用料算定方法を策定するとともに、その根拠を明確にし、その内容を公開する。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		方針策定・見直し		改定		検証(R6見直)	
目標実績		-	-	-	-	-	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	他自治体の算定方法を情報収集し、基本方針を策定するための視点を等を整理した。また、現行の使用料一覧を作成した。 <R2年度の取組> 使用料等の適正化基本方針の策定する。 R3年度から適用する使用料の見直し案を作成する。 ・算出根拠とすべき過去3ヶ年の維持管理費の調査 ・年間の維持管理費に対する負担割合を整理し、試算					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		減額・免除の取扱いの統一					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		これまで、施設使用料に係る減額・免除は、各施設ごとに運用・決定してきたため、施設によりその基準が異なっている。 施設使用料の減額・免除の取扱いについて基本的な統一事項を定め、公平性を確保する。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		方針策定・見直し		改定		検証(R6見直)	
目標実績		-	-	-	-	-	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	各施設の減額・免除の運用状況を把握した。 <R2年度の取組> 施設使用料の基本方針の策定とあわせて、施設使用料の減額・免除の基準案を作成し、R3年度から新基準による運用を開始する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-4-1	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-4	公共施設等の適正管理
取組項目	2-4-1	公共施設等の最適化

(1)具体的手段		個別施設計画の策定と実行					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		<p>公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定と実行 公共施設等総合管理計画(2016～2035)の目標である令和17年度までに施設の延床面積の合計を約2.2万㎡(約15%)削減することとしている。 その実行計画である個別施設計画を策定し、総延床面積の削減を行う。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	個別施設計画策定		説明会	見直し	実行		
目標実績		個別計画策定		見直し(総・個)			
年効果額		-	-	-	-	-	
取組結果	2019(R1)	個別施設計画を令和2年3月に策定。 <R2年度の取組> 個別施設計画で廃止・複合化とした施設の実施に向けた各種調整(関係者説明)を実施し、実行に移す。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		個別施設計画に基づく施設譲渡の推進					
担当課		関係課					
取組内容		<p>自治会公民館の譲渡 公共施設の延床面積には、町名義の自治会が管理、使用する自治会の公民館(集会所)も含まれている。自治会公民館の維持管理は、自治会で行われており、その増改修が自治会の裁量で行えるよう自治会へ所有権移転を行う。</p> <p>産業施設等の譲渡(売却等) 地域改善対策事業などにより建設された町所有の牛舎などの産業施設について、施設を持って収益を上げているものであることから、施設使用者へ譲渡を行い、土地、建物への課税を行うべきである。 譲渡にあっては、建設時の使用者の負担状況などから譲渡条件(価格など)を整理するとともに、土地は、転用・転売等の制限をかけることも検討し、譲渡を進める。 【対象施設の例】 ・下伊勢淡水魚養殖施設 ・出上農機具保管施設 など</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
	工程	マニュアル作成		譲渡の推進			
	目標	マニュアル作成	5件	5件	5件	5件	
	実績	1件	1件				
	工程	マニュアル作成					
	目標	マニュアル作成					
	実績	1件					
年効果額		-	-				
取組結果	2019(R1)	野田自治会への公民館用地の譲渡。 産業施設等の対象施設の現状把握 <R2年度の取組> 町が所有する自治会公民館について、自治会へ無償譲渡制度を周知し、譲渡を推進する。 産業施設等の譲渡条件を整理し、現在の施設利用者と譲渡に向けた協議を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(3)具体的手段		インフラ系資産の長寿命化計画の推進（町道）					
担当課		建設環境課					
取組内容		<p>町道橋の定期点検 ・5年間で168橋の町道橋の定期点検を行う。（5年に1回の点検義務）</p> <p>町道橋の橋梁修繕計画の見直し ・点検に基づく橋梁修繕計画の5年ごとに見直しを行う。</p> <p>町道橋の点検に基づく町道橋の修繕、改修 ・点検で判明した軽度の修繕箇所を早期に修繕する。（生涯経費の縮減） ・点検に基づき必要となる大規模改修を計画的に行う。</p> <p>町道舗装の修繕計画の見直し ・2015年度に策定した町道舗装修繕計画について、日々の点検に基づき5年ごとに見直す。</p> <p>町道舗装修繕計画に基づく町道の修繕 ・修繕計画に基づく適切な修繕を実施する。（生涯経費の縮減） ・道路などの破損の補修を迅速に行うため、スマートフォンを活用した住民からの通報システムを検討。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	定期点検						
目標実績		定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	定期点検	
工程	計画策定		計画策定				
目標実績	H27策定済 H27策定済		修繕計画見直				
工程	修繕・大規模改修						
目標実績		修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	
工程	計画策定			計画策定			
目標実績	H29策定済 H29策定済			修繕計画見直			
工程	修繕工事等						
目標実績		修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	修繕・大規模改修	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	町道橋の定期点検 82橋の点検を実施。点検結果を来年度に見直す修繕計画に反映させる。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(4)具体的手段		公営住宅の長寿命化計画の推進					
担当課		建設環境課					
取組内容		<p>住宅管理戸数の状態の把握及び日常的な維持管理の方針を定め、予防保全的な維持修繕の実施や建物の修繕履歴などのデータベース化による管理を行う。</p> <p>計画に基づく公営住宅の適切な配置と管理 長寿命化及び生涯経費の縮減に関する方針を定め、日常点検等の状況も踏まえた予防保全的な維持修繕を実施し、長寿命化を含む改善事業を効率的に計画し、実施します。また、老朽化した公営住宅については、計画に基づき、除却をする。 八橋団地・・・2021(R3)年度 除却 松ヶ丘団地・・・2024(R6)年度 除却 公営住宅長寿命化計画（2015年度策定、10年ごとに見直し） 地域住宅計画（期、2016年度見直し、5年ごとに見直し）</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施						
目標		個別改善	個別改善	個別改善 除却(八橋)	個別改善	個別改善	
実績							
年効果額							
取組結果	2019(R1)	退去修繕、定期点検の実施、標準修繕周期を踏まえ計画的に経常修繕を実施する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(5)具体的手段		インフラ系資産の長寿命化計画の推進（農道・林道）					
担当課		農林水産課					
取組内容		<p>農道橋、林道橋の個別施設計画の策定 現在、農道、林道及び付帯構造物（橋梁等）については、経年的な劣化が進行している状況にある。 農道橋、林道橋については、限られた予算の中で橋の機能を適切に維持するため、損傷が深刻化してから対策を行う従来の事後保全から、定期点検に基づき損傷が軽微な段階から構造物の保全対策を計画的、効率的に実施する予防保全へ転換することにより、経費削減、構造物の長寿命化を図る。 予防保全の実施に向け、R2年度末までに町が管理する、農道橋(延長15m以上のもの)及び林道橋の点検を実施し、個別施設計画を策定する。</p> <p>個別施設計画に基づく修繕の実施 点検診断の結果に基づき補修等の必要な措置を適時適切に実施し、修繕や更新等を実施する。修繕等を実施した施設は個別施設計画の内容を参照する。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		個別施設計画策定		補修等の実施			
目標		林道橋 個別計画策定	農道橋 個別計画策定	補修	補修	見直し(総・個)	
実績							
年効果額							
取組結果	2019(R1)	< R2年度の取組 > 農道橋の定期点検を実施し、個別施設計画を策定する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-4-2	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-4	公共施設等の適正管理
取組項目	2-4-2	指定管理者制度の導入

(1)具体的手段		指定管理者制度の導入拡大					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		<p>指定管理者制度の導入 公共施設レビューを受け、より質の高い住民サービスの実施者をと して、指定管理者制度による民間の活力導入を検討する。 また、指定管理者の公募前に民間の提案を取り入れるための調査実 施を検討する。</p> <p>対象施設について、指定管理者制度の導入が可能な施設を検証し、 必要に応じて指定管理者へ委託を検討する。</p>					
年度	2018(H30) 以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	一向平キャ ンプ場	公募	実施・検証				
目標			指定管理委託 (1年目)	指定管理委託 (2年目)	指定管理委託 (3年目)	指定管理委託 (4年目)	
実績		民間事業者 との契約					
工程	東伯総合 公園	検討	公募	実施・検証			
目標		PFI導入可能性調査					
実績		検討					
工程							
目標							
実績							
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>一向平キャ[○]場 R1年度末で満了する指定管理者の委託について、R2年度から の指定管理者の選考を行い、新たな民間事業者との契約を締結 した。</p> <p>東伯総合公園 R1年度国補正に係る民間資金等活用事業調査費補助事業を活 用したPFIの導入可能性調査をR1～2年度にかけて実施し、検証 する。</p> <p><R2年度の取組> 一向平キャ[○]場の新たな指定管理者の運営状況を監督及び検証 する。 東伯総合公園でのPFI導入可能性を調査及び検証する。</p> <p>PFI(民間資金を活用した社会資本整備、Private Finance Initiativeの略) 民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設 計、工事や管理・運営を一括して民間事業者が行う公共事業の 手法の一つ。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-4-3	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-4	公共施設等の適正管理
取組項目	2-4-3	PFI手法の活用

(1)具体的手段		PFI 手法の活用による施設更新等					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		<p>PFIの導入による施設の更新、管理運営 公共施設の更新、施設管理運営見直しにあたり、PFI制度を活用する。</p> <p>PFI(民間資金を活用した社会資本整備、Private Finance Initiativeの略)民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計、工事や管理・運営を一括して民間事業者が行う公共事業の手法の一つ。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		個別施設設計 画策定	対象施設選定 サウンディング調査 実施方針策定	実施			
目標実績	- 0件	導入可能性調査の実施		1件			
年効果額							
取組結果	2019(R1)	令和元年度国補正に係る「民間資金等活用事業調査費補助事業」の活用により東伯総合公園をモデルに本町でのPFI導入の可能性を調査する。(R2年度へ繰越して実施)					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-5-1a	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-5	公営企業会計・特別会計の経営の適正化
取組項目	2-5-1a	公営企業の経営の見える化と健全化（水道事業会計）

(1)具体的手段		水道事業ビジョンの策定					
担当課		建設環境課					
取組内容		水道事業ビジョン(経営戦略)の策定 施設整備・更新等の事業化に向け、財政計画を検討し、中長期的な水道事業ビジョン(経営戦略)を策定し、実行する。 水道基本計画・管路耐震化計画・アセットマネジメント(資産管理)の成果をもとに水道事業ビジョンを策定する。 (1)事業の現状評価・課題 (4)目標の設定 (2)将来の事業環境 (5)推進する実現方策 (3)基本理念(理想像)の設定					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	策定	策定	計画実施				
	H30 水道基本計画 管路耐震化計画の策定	R1 水道事業ビジョン アセットマネジメント策定	管路耐震化工事	管路耐震化工事 水道施設台帳の整備	管路耐震化工事 水道施設台帳の整備	管路耐震化工事 水道施設の更新	
目標実績	-	-	-	-	-	-	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	アセットマネジメント(資産管理)、水道事業ビジョン(経営戦略)の策定に取組を行う。(完成:年度末)					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		近隣自治体等との広域連携					
担当課		建設環境課					
取組内容		近隣市町村との事務などの広域化、共同化 専門技術者の確保、維持管理業務についての広域化及び事務の効率化を検討する。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	県内市町村による検討会					広域連携	
			一部共同化・検証・拡大				
目標実績	-	検討会	一部共同化	一部共同化	一部共同化	広域連携	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	流域別(東部・中部・西部)において検討会を開催し、一部事務共同化及び近隣地域での統廃合等を検討し、意見の集約を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-5-1b	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-5	公営企業会計・特別会計の経営の適正化
取組項目	2-5-1b	公営企業の経営の見える化と健全化（下水道事業等特別会計）

(1)具体的手段		公営企業会計への移行とその運用					
担 当 課		建設環境課					
取 組 内 容		<p>下水道事業等の企業会計へ移行（企業会計の適用） 企業会計の適用により、現金収支だけでなく、損益や保有資産・負債を明確にすることができる。これにより、将来の改築費用とそれに備えるための適切な下水道使用料を算定するなど、将来にわたって安定した下水道サービスを提供していくために必要となる財務情報を把握していく。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	目標	移行作業			移行		
	実績	-	資産調査	資産評価	条例改正	会計移行	決算分析
年効果額							
取組結果	2019(R1)	企業会計に必要な財務諸表を作成するため、固定資産調査及び会計システムの構築を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		中長期的な経営戦略の策定と使用料の見直し					
担 当 課		建設環境課					
取 組 内 容		<p>今後の人口減少及び施設更新に伴う投資・財源費用を反映した中長期的な収支計画へ改定する。収支計画において発生する収支ギャップの解消は、使用料改定を含めて検討する。 使用料改定は、収支ギャップ解消の手段のほか、適正な使用料体系（人頭制 従量制）の変更についても検討する。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	目標	策定	収支計画改定		条例改正・使用料改定		
	実績	-	更新費用試算	収支計画改定	条例改正		
年効果額							
取組結果	2019(R1)	中長期的な収支計画を作成するため、既存の処理施設を単純更新した場合の費用を試算する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						


(3)具体的手段		農業集落排水と公共下水道の統合					
担 当 課		建設環境課					
取 組 内 容		農業集落排水と公共下水道の統合 農業集落排水処理施設は、公共下水道より事業開始が早く、電気・機械設備は耐用年数を超過している施設がある。現状のまま更新するのではなく、公共下水道と統廃合（施設規模の縮小）を行い、更新費用及び維持管理費用の低減を図る。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		計画策定			実施・検証		
	目標実績	-	更新費用試算 収支計画改定	計画実施	計画実施	計画実施	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	統廃合検討を行うため、既存の処理施設を単純更新した場合の費用を試算する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						


(4)具体的手段		近隣自治体等との広域連携					
担 当 課		建設環境課					
取 組 内 容		近隣自治体との事務等の共同化 施設更新費用及び維持管理費用の低減並びに専門技術者の不足を解消するため、県内市町村で広域化及び事務の共同化を検討する。 隣接する町同士を下水道接続し、汚水処理を行うための処理場を一元化するなど広域的な面でのランニングコスト削減や、共同化できる事務は順次実行する。当面は、汚泥処分の共同発注による委託費用の低減を見込んでいる。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		県内市町村による検討会				広域連携	
	目標実績	-	検討会	一部共同化	一部共同化	広域化計画策定 広域連携	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	施設更新費用及び維持管理費用の低減を図るため、近隣自治体と意見交換を行い、効果的な広域化・共同化の手法を検討する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-5-1c	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-5	公営企業会計・特別会計の経営の適正化
取組項目	2-5-1c	公営企業の経営の見える化と健全化（船上山発電所管理特別会計）



(1)具体的手段		中長期的な経営戦略の策定と実行				
担当課		農林水産課				
取組内容		<p>経営戦略の策定と実行 船上山発電所では、船上山ダムの放流水や農業用水を利用し発電を行い、電力を売電することで、関連する農業用施設の維持管理費の低減を図り、自然環境を守る社会を目指し事業を実施している。</p> <p>FIT制度の期限切れに伴う売電収入の減少後の発電所経営を検討する必要がある。</p> <p>将来にわたって安定的に事業を継続していくため、発電施設保守点検の委託方法の検討など、徹底したコスト削減等の中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営効率化に取り組む。</p> <p>FIT制度（固定価格買取制度） 太陽光、風力、水力発電等で作られた電気を、国が定めた価格で買い取るように電力会社に義務付けるための制度</p> <p>経営戦略 施設・設備投資や財源の見通しなどに基づき、将来にわたり安定的に事業を継続するための計画</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程			策定	経営戦略計画に基づく実行		
目標実績	-		計画策定	実行	実行	実行
年効果額						
取組結果	2019(R1)	<R2年度の取組> 他自治体の発電会計におけるFIT期間終了後の経営方針を参考にし、本発電所の経営戦略を策定する。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	2-5-2a	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-5	公営企業会計・特別会計の経営の適正化
取組項目	2-5-2a	特別会計の運営の適正化（国民健康保険特別会計）

(1)具体的手段		データ分析に基づいた効果的な保健事業の取組				
担当課		すこやか健康課				
取組内容		<p>データヘルス計画に基づく実行 データヘルス計画に基づき、具体的な数値目標を設定して効果的・効率的に保健事業を行い、被保険者の健康維持と医療費削減を進める。</p> <p>また、医療、健康推進、介護、高齢福祉の各担当が協力し、地域支援事業、介護予防事業と保健事業を連携させることで相互に事業効果の向上を図る。</p> <p>「データヘルス計画」…特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療データを活用して本町の健康課題を明確化し、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業を行うための計画</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程	実施・検証 					
目標実績	H30策定 H30策定済			中間評価 中間評価		次期計画策定 次期計画策定
年効果額						
取組結果	2019(R1)	医療、健康推進、介護、高齢福祉が1つの課になったことで連携体制を強化することができ、必要に応じて協議を行い協力して保健事業を進めることができた。 <R2年度の取組> 各係が連携しながらデータヘルス計画に定めた成果指標を目標に保健事業を進める。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

(2)具体的手段		特定健診受診率の向上による重症化の予防					
担当課		すこやか健康課					
取組内容		特定健診等受診率向上の取組み 特定健診及びがん検診の受診率を向上することでがんなど生活習慣病を予防または早期発見・治療し、関連する病気の重症化を防ぐ。 <主な取組> <ul style="list-style-type: none"> ・通知による受診勧奨 ・電話勧奨(過去の受診履歴から受診可能性の高い被保険者を抽出) ・保健指導の実施 					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施・検証 						
目標	42%	47%	52%	57%	60%	60%	
実績	37.9%	29.8%(1月末)					
年効果額							
取組結果	2019(R1)	特定健診未受診者に対して通知による再勧奨の他に、電話による勧奨を行った。 <R2年度の取組> 特定健診未受診者対策として、過去の受診歴から被保険者を分類し、パターン別にデザインを変えた勧奨通知を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(3)具体的手段		ジェネリック医薬品の使用促進					
担当課		すこやか健康課					
取組内容		<p>ジェネリック医薬品の使用促進 増え続ける医療費を抑えるため、ジェネリック医薬品の普及啓発を行う。国が目標としている普及率80%に向けて、差額通知対象者の再検証などに取り組む。 「ジェネリック医薬品」...先発医薬品の特許期間が切れた後に先発医薬品と同じ成分で作られた後発医薬品のこと。特許期間が終了してから作られるため、開発費用がかからず安価となる。 「差額通知」...現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に置き換えると医療費がいくら減額されるのかを被保険者へお知らせするもの。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施・検証 						
目標	80%	80%	80%	80%	80%	80%	
実績	78%	79%					
年効果額							
取組結果	2019(R1)	新たに国保に加入時、7月の保険証定期更新時にジェネリック医薬品普及啓発のパンフレットを送付した。また、一定額以上の減額効果が期待できる被保険者に対し差額通知を送付した。 <R2年度の取組> 継続してジェネリック医薬品の普及啓発に取り組む。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(4)具体的手段		適切な水準の保険税の設定					
担当課		すこやか健康課					
取組内容		<p>国民健康保険税の見直し(2年ごと) 令和4年度に鳥取県の国保の医療費がピークを迎える見込みのため、それに向けた保険税率の設定を行う。(2年ごとに見直し) 国の方針にもあるとおり一般会計からの繰入は行わず、低所得者へ配慮しつつ必要な財源を確保できるよう検討する。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	    						
目標	-						
実績	-						
年効果額							
取組結果	2019(R1)	R2年度の保険税率について、今後の納付金の負担増を見据えた保険税率の引き上げ、資産割の廃止による公平性の確保を検討し、国保運営協議会で意見交換を行った。 <R2年度の取組> 国保運営協議会の意見を踏まえ、保険税率改定を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	2-5-2b	
基本方針	2	財政構造改革
戦略	2-5	公営企業会計・特別会計の経営の適正化
取組項目	2-5-2b	特別会計の運営の適正化（介護保険特別会計）

(1)具体的手段		介護サービス給付確保維持のための適正運営				
担当課		すこやか健康課				
取組内容		<p>高齢化が進み介護サービス給付費が増大し、人口減少に伴う介護保険料の減少が見込まれる。将来に向けて持続可能な安定した介護サービス確保に取り組む。</p> <p>介護認定者の増加抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・保健事業の一体的な取り組みを充実させ、健康寿命延伸を図る ・地域との交流、社会参加の場や機会を維持または増加支援 ・住みなれた地域で自立して生活できるよう支援する <p>介護サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護給付のための研修等(ケアプラン点検など) ・人材確保のための研修等 				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程	進捗管理・評価	→	見直し	→	進捗管理・評価	→
目標	介護認定率	16.3%	16.3%	16.3%	17.0%	17.0%
実績	16.3%					
年効果額						
取組結果	2019(R1)	介護予防・保健事業の一体的な取組を充実させるため庁内体制を整えた。 地域の通いの場などの維持のため専門職の助言等を行った。 第8期（R3～5年度）介護保険事業計画策定のため高齢者のニーズ調査を実施した。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	3-1-1	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-1	民間と行政の連携（行政の役割の見直し）
取組項目	3-1-1	民間活力の導入

(1)具体的手段		サービス向上のための民間活力導入の推進					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		住民サービスの質の向上と効率化のための民間委託の推進 ・行政事務の効率化のため、外部の視点による職員の業務実態・業務量調査を実施 ・サービスの質の向上と行政業務スリム化のための「質の高いサービス実施者」が誰なのかを整理・検証し、必要に応じて民間委託を行う。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		業務量調査	検討・準備	委託等実施・検証			
目標実績		調査完了		委託等実施	委託等実施	委託等実施	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	外部の視点による職員の業務実態・業務量調査を行い、民間委託の可能性、職員配置などに対する提案を受けた。 <R2年度の取組> 業務実態・業務量調査の結果を受けた、職員配置を行うと共に、その検証を行う。 長期休業期間限定児童クラブ（新規事業）について、民間委託により実施する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-1-2	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-1	民間と行政の連携（行政の役割の見直し）
取組項目	3-1-2	新たな行政の役割

(1)具体的手段		社会構造の変化に伴う行政サービスの見直し					
担当課		総務課					
取組内容		社会構造等の変化に伴う行政サービスの見直し ・社会構造の変化に伴い地域などで対応困難な課題を把握し、行政の役割を見直す。 ・町民、地域座談会、区長会、商工会などの各種団体との意見交換などによる各種課題とその対応策や支援策の掘り起こしを行う。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		情報収集	検討・実施				
目標実績							
年効果額		-	-	-	-	-	
取組結果	2019(R1)	事業レビューにて公共交通などの町民意見を聴き、行政サービスの見直しを進めた。 < R2年度の取組 > 地区座談会の全地区での開催による地域課題の把握を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						


No.	3-1-3	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-1	民間と行政の連携（行政の役割の見直し）
取組項目	3-1-3	協働推進のためのNPO団体等の育成・支援

(1)具体的手段		クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達					
担当課		総務課					
取組内容		クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した事業の実施 ・地域が自ら地域課題を解決するための新たな起業や事業展開を行うための資金調達を支援する。 ・ふるさと未来応援補助金の活用実績、事例の広報活動を行うことにより、まちづくり団体などの活動の活性化に寄与する。					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		実施 →					
目標	-	1件	2件	2件			
実績	-	1件					
年効果額							
取組結果	2019(R1)	古民家民泊を開始する事業者に対し、クラウドファンディングを実施し、165万円の資金調達支援を行った。 <R2年度の取組> 起業支援補助金とあわせ、クラウドファンディングによる資金調達を支援する制度を創設。 地域協議会が行う地域課題を解決するための取組に対し、クラウドファンディングによる資金調達を支援する制度を創設。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)具体的手段		健康づくりにおける地域団体との連携					
担当課		すこやか健康課					
取組内容		地域と連携した健康づくりの推進 まちの保健室実施主体（地域協議会等）の掘り起こし（旧小学校区単位の場合、公民館事業との調整） 地域の健康づくりリーダー育成（研修派遣） 実施主体への委託による「まちの保健室事業実施」					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		実施 →			評価検証・実施方法見直し実施 →		
目標	-	3地区	4地区	6地区	7地区	8地区	
実績	-						
年効果額							
取組結果	2019(R1)	下郷地区に加え、新たに古布庄地区、以西地区の地域協議会が主体となり、新たに「まちの保健室事業」の開催を行った。 <R2年度の取組> 安田地区を加え、町内4地区で「まちの保健室」の展開を図るとともに、更なる拡大、持続可能な取り組みに繋げるため、地区公民館等実施主体と検討を行う。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(3)具体的手段		地域課題に取り組む団体等との協働					
担当課		企画政策課					
取組内容		<p>輝く地域づくり事業による支援 人口減少や高齢化が進む中、特に中山間地においては集落機能の低下や移動（交通）・買物困難など新たな課題が生じている。 それぞれの地域で安心して暮らし続けるためには、地域の現状を住民が共通認識するとともに、実情に沿った課題への対策や仕組みづくりを、住民が主体となって取り組むことが重要となる。 今後、地区公民館の範囲を単位として、住民の意識づくりや課題への対応策を検討していく中で、すでに旧小学校単位で設立された地域振興協議会が、特定の課題解決のための検討や試行・実践に取り組む際に、その財源を支援するとともに、集落支援員を配置し、地域と行政が協働して持続可能な地域づくりに取り組む。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程							
	目標実績						
年効果額							
取組結果	2019(R1)	旧小学校区に設立された地域協議会の活動を支援するとともに、町全体と各地区の地域人口ビジョンを策定。古布庄地区においては現地調査と地域住民によるワークショップを行い、地域の課題解決を自分ごととして捉え考える意識づくりを進めた。 R2年度は他地区においても勉強会等を開催する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						


No.	3-2-1	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-2	組織改革（組織力強化）
取組項目	3-2-1	機構改革による機動的でスリムな体制づくり

(1)具体的手段		まちの課題に即したわかりやすく効果的、効率的な行政体制づくり				
担当課		総務課				
取組内容		住民に分かりやすく、まちの課題に即した効果的、効率的な行政体制づくり 機構改革による行政体制づくり 効率的・効果的に事業を実施するための事業の所管換え <視点> ・町民にとって同じ目的のものを複数の課に渡って、相談、申請する体制からワンストップとなる体制 ・住民サービス、社会情勢の変化にあわせた適切な体制 ・スピード感を持って実行するための体制 ・地域課題解決のための効果的、効率的な体制 ・専門的知識、経験職員の減少に対応できる組織体制 ・文化財の「保存から活用」への展開 など				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程						
目標	-	-	-	-	-	-
実績	-	-	-	-	-	-
年効果額						
取組結果	2019(R1)	地方創生の取組みや技術部門集約等を目的に、企画政策課、すこやか健康課、建設環境課の新設等の機構改革を行った。 <R2年度の取組> 適正な行政体制を目指して機構改革を行う。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	3-2-2	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-2	組織改革（組織力強化）
取組項目	3-2-2	近隣市町村との連携強化

(1)具体的手段		近隣自治体との事務の共同化による効率化					
担当課		総務課、関係課					
取組内容		○近隣自治体との連携による事務共同化で事務の効率化を図る。 ・鳥取中部ふるさと広域連合（1市4町）による共同事務の拡大 ・隣接町との共同事務 〔例〕斎場運営、物資共同調達、施設管理、職員研修					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		検討・協議			実施		
目標	-						
実績	-						
年効果額							
取組結果	2019(R1)	3町連携SDGs講演会を開催した。 地域新電力の立ち上げに向けた取組の開始した。 <R2年度の取組> 鳥取中部ふるさと広域連合による共同事務の拡充を関係市町と協議する。（広域連合での取組が困難なものは、個別に関係市町と協議する。）					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-2-3	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-2	組織改革（組織力強化）
取組項目	3-2-3	役場環境改善（オフィスカイゼン）

(1)具体的手段		窓口・執務環境の改善（オフィスカイゼン）					
担当課		総務課					
取組内容		<p>窓口・執務環境改善を推進 住民サービスと職場環境の改善のためオフィスカイゼンを実施する。</p> <p><視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・より利用しやすい窓口レイアウト構築 ・新たなアイデアが生まれる職場環境の構築（意見交換活性化など） ・オフィスの空きスペースの有効活用 					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		改善・検証 					
目標	-						
実績	-						
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>各課の案内看板に番号表示及び色分けを行った。 来客対応に速やかに対応するため、窓口カウンター向きに職員を配置した。</p> <p><R2年度の取組></p> <p>周りの目を気にしないで相談できるミニブース設置する。 本庁舎エントランスにキャンプオフィスを設置する。 ・防災時に活用可能なキャンプテントを設置し、簡単なミーティングや、来庁者の休憩スペースとして活用する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-3-1	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-3	職員配置の適正化
取組項目	3-3-1	職員定数管理計画の見直し

(1)具体的手段		職員定数管理と適正配置の推進				
担当課		総務課				
取組内容		<p>職員定数管理計画の策定</p> <p>R1業務改革支援業務委託で職員業務量の把握を行い、職員定数管理計画の策定に関する助言に基づき、効果的・効率的な適正人員配置、RPAなどの技術導入による持続可能な体制づくりを目指す定数管理計画等を策定する。</p> <p>RPAとは、パソコンを使用した定型作業をロボット（パソコンの中にあるソフトウェア）により業務を自動化し、人による作業時間を削減するICT技術。</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程		業務量調査実	計画策定	実行		
目標	-	業務完了	計画策定			
実績	-					
年効果額						
取組結果	2019(R1)	外部からの視点による職員の業務量調査を実施し、職員定数管理計画の策定について助言を受けた。 < R2年度の取組 > R1年度職員業務量調査結果に基づき、職員定数管理計画を策定する。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	3-4-1	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-4	職員育成（職員一人ひとりの能力を活かす）
取組項目	3-4-1	人材育成と意識改革

(1)具体的手段		人材育成基本方針に基づく研修の適正実施				
担当課		総務課				
取組内容		<p>人材育成基本方針を改定 今後、より少ない職員数でも行政サービスを提供することが求められる中、職員育成の取組方針を策定する。</p> <p>基本方針に基づき研修を推進、職員の職務能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村アカデミーなどの外部研修などの活用 ・階層別、分野別各種研修機会への職員派遣 ・有隣塾などによる職場内研修の実施 <p style="text-align: right;">など</p>				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程 目標 実績		基本方針見直				
工程 目標 実績	研修実施		人材育成基本方針に基づく研修実施			
年効果額						
取組 結果	2019(R1)	人材育成基本方針を改定 <R2年度の取組> 人材育成基本方針に基づき職員研修を実施する。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	3-4-2	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-4	職員育成（職員一人ひとりの能力を活かす）
取組項目	3-4-2	人事評価制度の適切な運用

(1)具体的手段		人事評価制度の適切な運用					
担当課		総務課					
取組内容		人事評価制度の適切な運用 能力・業績に基づく人事管理の徹底を図る人事評価制度を適切に運用し、人材育成及び組織力の向上を図る。 ・職員一人一人の目標設定（成果、行動） ・職員一人一人のモチベーションの向上 ・期首、中間、期末の各段階での上司と部下のコミュニケーションと目標共有 ・人事評価に基づく昇給、昇格への反映検討					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	人事評価制度の適正運用・検証 						
目標実績	-	-	-	-	-	-	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	評価者研修を開催し、被評価者への目標設定の指導や評価者間の評価基準の統一を進めた。 <R2年度の取組> 制度の公正な運用のための評価者・被評価者研修を開催し、効果的な目標設定と評価者の評価基準の統一を図る。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-4-3	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-4	職員育成（職員一人ひとりの能力を活かす）
取組項目	3-4-3	多様な人材確保

(1)具体的手段		多角的視点など持つ人材の活用				
担当課		総務課				
取組内容		<p>地域課題、住民ニーズに応える多角的視点を持つ人材の活用 従来は職員採用試験による職員採用のほか、特定の事業や目的の達成のため、民間人材などの多角的視点や専門的な経験、資格を有する人材を確保する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉業務増大、住民ニーズ多様化などに必要な人材 ・中部4町共同で行う採用試験のほか、琴浦町独自採用試験による人材確保 ・専門知識を基に調査、企画等を行う人材 ・民間人材(外部人材)の活用 				
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
工程 目標	-					
	-	・民間からの参与の採用 ・独自試験による職員採用				
実績	-					
年効果額	-	-				
取組結果	2019(R1)	外部人材活用として、民間より参与を登用、観光戦略策定などに民間の知恵を活用した。 従来行ってきた職員採用試験以外に、一般事務等を対象にした町独自試験を実施した。 <R2年度の取組> 民間からの参与の登用により、民間視点で各種計画、事業に対する意見をいただき住民サービスの向上を図る。				
	2020(R2)					
	2021(R3)					

No.	3-5-1	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-5	ICTなどの技術活用による事務の効率化
取組項目	3-5-1	ICTなど最新技術の導入

(1)具体的手段		公文書管理、電子決裁システム、RPAの導入					
担当課		総務課					
取組内容		<p>ICTなどの技術活用による事務の効率化により、より少ない職員でも事務を処理する体制づくりを行う。</p> <p>電子決裁システムの導入（公文書管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公文書を発生から廃棄まで、文書の流れ全体をシステムで管理 現在、紙ベースでの決裁事務をパソコン上での回覧、決裁をするしくみとするとともに、決裁後でも容易に検索、閲覧を可能とする。 電子決裁システムにより意思決定の迅速化や保管スペースを削減 <p>[導入効果] 簿冊管理、情報公開等の対応の迅速化</p> <p>RPAの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 定型的単純なデータ入力・整理業務などについてRPA技術を導入 AI-OCRの導入による定型業務の省力化を促進 <p>[導入効果] 業務時間の削減（他業務へ注力）、人的ミスの排除</p> <ul style="list-style-type: none"> 「RPA効果額」＝「職員携わっていた時間(人件費)」＝「RPA稼働時間」 <p>RPAとは、パソコンを使用した定型作業をソフト（パソコンの中にあるソフトウェア）により業務を自動化し、人による作業時間を削減するICT技術。 AI-OCRとは、紙に書かれた文字を読み取って、人間の代わりにパソコンなどにデータ入力する技術です。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程		準備・検証		導入・実施			
目標実績	-		規程・既存文書整理	導入			
工程		試験導入	導入・検証	導入拡大・検証			
目標実績		試験導入	5業務(実証)	20業務	AI-OCR検証	AI-OCR連携	
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>電子決裁システムの導入にあたり必要となる規則改正、他自治体の事例などを収集し、検討を開始した。</p> <p>RPAの試験導入を行っている自治体への視察、庁内でのシステムデモの実施により調査・研究を行い、各課の業務でRPAの活用が見込める業務の拾い出しを行った。</p> <p>令和2年3月にタブレットを導入した。 (ペーパーレス化、議案・各種計画などの閲覧環境整備)</p> <p><R2年度の取組></p> <p>RPAの試験導入し導入効果を検証するとともに、検証結果に基づき令和3年度以降の活用可能業務の拡大を検討する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-5-2	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-5	ICT技術などの活用による事務の効率化
取組項目	3-5-2	マイナンバーカードの普及・活用

(1)具体的手段		マイナンバーカードの普及、マイナポータルによる情報発信と電子申請受付					
担当課		総務課					
取組内容		<p>マイナンバーカードを利用したオンラインサービス(マイナポータル)による住民サービスの向上と各種行政事務の効率化を図る。</p> <p>マイナンバーカードの普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・自治会への出前方式によるカード申請の受付 <p>マイナポータルの導入</p> <p>[導入効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 役所に向くことなくオンライン申請が可能 紙ベースの申請と異なり、職員のデータ入力作業などの業務量の削減 行政機関や民間企業等からのお知らせを送達 公金決済サービス <p style="text-align: right;">など</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	実施						
目標	普及率	26.4%	52.4%	56.1%	69.8%		
実績	18.7%	21.9%					
工程		導入・検証		検証・導入拡大			
目標		子育てサービス		介護保険サービス			
実績							
年効果額							
取組結果	2019(R1)	<p>マイナンバーカード交付窓口の強化や出張受付等を行うよう、交付円滑化計画を策定した。また、使用する窓口用機器の増設を行います。</p> <p>マイナンバー外での電子申請導入にあたり、全国的に子育てサービス分野での導入が進む中、本町における導入に向け、担当課との協議、調整を開始した。</p> <p><R2年度の取組></p> <p>マイナンバーカード普及取組のほか、マイナンバーイットの利用開始を希望する町民に対して必要な設定のサポートを行う。また、窓口での住民票などの交付をマイナンバーカードを利用した多機能機での申請による交付を開始する。</p> <p>子育てサービス分野にて、マイナンバー外での電子申請のしくみを導入・検証し、他分野への導入についても検討する。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.	3-5-3	
基本方針	3	行政体制改革
戦略	3-5	ICT技術などの活用による事務の効率化
取組項目	3-5-3	各種システムの標準化、共同化

(1)具体的手段		総合行政システムの共同利用					
担当課		総務課					
取組内容		<p>総合行政システムの共同利用 自治体の業務である予算管理、住民基本台帳管理などを行うシステムについて、各市町村ごとに管理を行っているが、ハードウェア・ソフトウェアの共同利用を行うことによって、制度改正等の改修やシステム保守の運用コスト縮減を図る。</p> <p>今後、国主導による全国の統一した標準システム移行の動向についても注視し、検討する。</p>					
年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
工程	準備			共通化			
目標	-			7業務	14業務	14業務	
実績	-						
年効果額		-	-	3,500千円	7,000千円	7,000千円	
取組結果	2019(R1)	<p>現在、琴浦町が利用しているシステムを利用する市町と、各種税、保険料、教育学齢簿管理の帳票様式の共通化について、協議を行った。</p> <p>< R2年度の取組 > 子育て関係の帳票様式の共通化について協議を行う。国が住民基本台帳業務でのシステム標準仕様を公開する計画となっており、県ICT共同化推進協議会にて今後の対応を協議する。</p> <p>琴浦町と同システムを利用する市町（2市4町）とR3年度からの共同利用開始に向け、引き続き協議を行う。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

No.		重点取組事項					
取組項目		公共施設レビュー・事業レビュー評価の反映					
(1)レビュー対象テーマ		総合公園 2018年度(H30年度)公共施設レビュー対象事業					
担当課		社会教育課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 町の合併により目的が重複する施設があるため、統合して残す施設を充実させる サッカー場は、年間5ヶ月しか使用できない現状の打開 指定管理者制度(民間への管理運営委託)の導入検討 町外からの利用を促進(地の利を活かした使用料の増収) 利用者による草刈りイベントの検討</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 公共施設等総合管理計画に係る個別施設計画の策定 ・野球場などの重複する施設の整理(同類施設の必要数)</p> <p>東伯総合公園の管理体制の見直し ・より良いサービスの提供のため民間の活力を導入検討 ・平岩記念会館などの有効活用(例:合宿のサービスなど) ・PFI手法を用いた施設の更新、管理の可能性を調査し、今後の管理方法を総合的に見直す。 (サッカー場の利用可能日数の確保に向けた芝の導入検討を含む)</p> <p>PFI(民間資金を活用した社会資本整備、Private Finance Initiativeの略)民間の資金や経営能力・技術力を活用して、公共施設等の設計、工事や管理・運営を一括して民間事業者が行う公共事業の手法の一つ。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	策定				
	取組		PFI導入可能性調査	実施方針決定	公募・契約	PFI導入による運営、施設の更新	
年効果額			-	-	-		
取組結果	2019(R1)	<p>各種利用団体にボランティア活動の声掛けを行った。 より利用しやすい施設とするため、利用時間と利用期間の延長を実施した。</p> <p><R2年度の取組> 今後の運営体制手法として、PFI手法により施設の運営から更新(工事)を一括して民間事業者が行うことが可能か民間などからの意向を聞き取りするとともに、施設の新たな有効活用方法などの提案を募集する。(国の補助事業)</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(2)レビュー対象テーマ		生涯学習センター 2018年度(H30年度)公共施設レビュー対象事業						
担当課		社会教育課						
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入も検討すべき ・まちづくりと関連付けて近隣店舗などとの連携すべき ・学校帰りの自習・学習の場としての機能を充実すべき ・図書館の蔵書は、まんべんなく揃えるのではなくどこかに注力した戦略性を持つことが不可欠 ・利用の少ない部屋の見直し <p>(2)町の改善等に向けた取組方針</p> <p>生涯学習センターの再構築、活用方法の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点、子どもや大人の居場所、共有スペース等の検討 ・生涯学習センターや図書館の活用のためのワークショップの開催 まちづくり団体との連携 ・まちづくり団体、施設周辺住民などと協働し地域の活性化を図る。 施設の管理方法の見直し ・老朽化が激しい空調設備の更新と併せ、施設機能(各部屋)の見直しを考える。 						
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
	取組	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・見直し検討 	管理運営方法 の見直し検討	見直し後の 施設管理、運営方法実施			
	取組	-	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換 ・見直し検討 					
	取組	-	-	空調改修 設計	空調改修 工事	-	-	-
年効果額	-	-	-	-	-	-	-	
取組結果	2019(R1)	図書館とまなびタウンを語るワークショップ実施し、図書館利用者などの意見をいただいた。(R1.11.29開催) 総務省地域情報化アドバイザー活用 <R2年度の取組> 町民がより利用する図書館とするため、ワークショップを引き続き開催し、住民意見を踏まえた図書館のリノベーションを検討する。 参集範囲:町民、まちづくり団体等 空調設備更新の基本設計を実施する。						
	2020(R2)							
	2021(R3)							

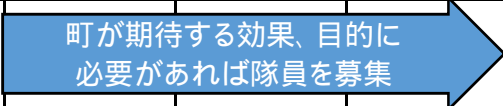
(3)レビュー対象テーマ		カウベルホール					
		2018年度(H30年度)公共施設レビュー対象事業					
担 当 課		社会教育					
取 組 内 容		<p>(1)町民評価員の主な評価 活用されるための取り組みを行い、変わらなければ閉鎖を検討 ・現状では、使っていない人たちの税負担が大きい ・他の自治体ホールなどを代用 ・どんな価値をどのような形で町民に広げるのかを示す必要がある ・ホールの響きが良いというだけでは説明が不十分 ・文化活動を活発化し、活用</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 ホール利用者や学校関係者や文化施設有識者等の意見を聴き、ホールの利活用、運営方法を検討【2020年度：ホール休館】 利活用、運営方法の検討視点(例) ・利用者、活動者が企画、運営に関わる体制 ・広く利用するための児童、こどもの発表、鑑賞 など</p> <p>利活用方法、ホールの利用の状況を踏まえた方針決定</p>					
工 程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	利活用方法の検討				
	取組			方針決定			
	取組			ホール休館			
年効果額			-	-	-		
取組結果	2019(R1)	ホール利用、運営方法検討のため、意見交換等を行った。 ・文化施設有識者意見交換 ・ホール利用者意見交換 ・学校意見交換 < R2年度の取組 > ・故障した空調設備や吊天井の改修に必要な4億円を超える財源に目処が立たないため、R2.4月以降休館とする。 ・利用者が別の公共施設で文化活動が継続できるよう調整する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(4)レビュー対象テーマ		一向平キャンプ場 2018年度(H30年度)公共施設レビュー対象事業						
担当課		商工観光課						
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 利用者数が少なく、利用1件当たりの税金の負担が大きい テントを張る区画数の見直し(66区画は多い) 指定管理業務の見直し 民間の方が、利用方法、PRなどのノウハウがある</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 利用者増のためのキャンプ場専門ウェブサイトを活用したPR活動 日本最大のキャンプ場検索サイトに登録やSNSを活用した 情報発信を行う。</p> <p>指定管理業務の見直し これまで地元団体を指定管理者としていたが、人手不足により 継続できなくなったため、活用方法の見直し、民間業者を含め た指定管理者を公募する。</p> <p>キャンプ場のリニューアル 新たな指定管理者の方針に基づいたリニューアルの実施 ・利用形態に応じたテント区画の改修 ・森林体験交流センターに新たな機能を追加</p>						
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)	
	取組	-	実施					
	取組		公募	指定管理(～2024、5年間)				
	取組	-	検討	見直し				
年効果額			-	-				
取組結果	2019(R1)	<p>キャンプ情報サイト、SNSなどを使ったPR活動を実施した。 (R1年度取組実績 前年比1.8倍の利用件数) 指定管理者の募集及び基本協定、年度協定の締結を行った。 R1年度国補正予算にて、リニューアルに向けた申請を行い、R2年度 に繰越して実施する。</p> <p><R2年度の取組> 継続してキャンプ情報サイトなどを活用したPR活動を実施する。 R2年度からの新たな指定管理者(民間事業者)による運営を監督し、 サービスの質などを検証する。 R1年度国補正予算を受けて実施するキャンプ場リニューアルを実 施。</p>						
	2020(R2)							
	2021(R3)							

(5)レビュー対象テーマ		道の駅 2018年度(H30年度)公共施設レビュー対象事業					
担当課		商工観光課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 2つの道の駅(ポート赤碕、物産館琴浦)のそれぞれの品揃えの見直し ポート赤碕の第3セクター方式による管理の見直し 売上げがあるが、維持管理経費を税金で負担する必要性の整理</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 道の駅を核とした観光戦略の策定(地方創生推進交付金事業) ・道の駅活性化計画を策定する。 2つの道の駅の役割の明確化、情報発信機能の強化 施設の一部改修、空きテナントの解消など活用方法を再考</p> <p>道の駅の管理にかかる町の負担の見直し ・道の駅「ポート赤碕」の町負担金の見直し トイレ清掃費用や電気代等の維持管理費は、第3セクターの(有)ポート赤碕が支払い、町は(有)ポート赤碕に負担金を毎年支払っている。 負担割合の積算根拠が明確でないため、見直しを行う。</p> <p>・道の駅「琴の浦」の飲食スペース管理費の負担見直し 本来の情報コーナーとして整備されたスペースを飲食スペースとして利用していることから、当該スペース管理費の負担について見直しを行う。</p> <p>道の駅「琴の浦」の管理方法の見直し テナントの更新時期に合わせ、現在のテナント方式を改め、道の駅全体で統一的な管理と運営ができる仕組みを検討。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	道の駅活性化計画の策定	活用、管理、運営方法など見直し	活性化計画に基づく新体制での運営と新体制の検証		
	取組						
	取組						
年効果額		-					
取組結果	2019(R1)	道の駅活性化計画を策定し、今後の2つの道の駅の役割を見直した。 <R2年度の取組> 道の駅活性化計画に基づき、現在のテナント事業者と体制、方針等 の見直しについて協議する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(6)レビュー対象テーマ		地区公民館事業					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		社会教育課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 地区公民館は、人口減少、少子高齢化問題に挑む地域住民自治の最前線とすべきである。 社会教育、地域づくり等を一体化して考えるべきである。 ハード面として移れるものはすぐにでもしたら良い。</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 地域課題に根ざした公民館事業の見直し 地域に根ざした課題の掘り起こしと実際生活に即する課題解決のための学習を展開する。また、地域の拠点となるように地域における様々な課題を町(行政)と住民が協働で解決する体制づくりを行う。</p> <p>地区公民館と地域振興協議会拠点の一体化 地域課題解決に取り組む地域振興協議会などがある地区は、「地域の集う場」として、その拠点を地区公民館と一つとすることで、双方の事業参加者の交流機会を増やすとともに、地域課題解決に向けて協働で取組む体制づくりを行う。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	検討	公民館事業の見直し・検証			
	取組		移転に向けた環境整備		移転		
年効果額		-	-	-	-		
取組結果	2019(R1)	<p>公民館事業のあり方の見直しを行った。 公民館事業として地域課題解決の取り組みを見直し、地域課題解決に向けた効率的な環境として、地域振興協議会拠点との統合効果について、検討した。</p> <p><R2年度の取組> 公民館事業における地域課題の位置付けを確認し、R2年度に地域の課題解決に取り組むため、教養講座の見直しを行う。 地域振興協議会との拠点を共有するため、環境整備の検討を行う。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						



(7)レビュー対象テーマ		斎場管理					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		建設環境課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 県内のその他の斎場と比較しても、適正な維持管理のためには使用料の見直しは必要である。 中部ふるさと斎場との統合を検討するため、維持管理費の詳しい比較資料が必要。 小規模な葬儀会場使用など利用者のニーズに配慮した事業の検討を行う。(葬儀に関する価値観が変化してきている。)</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 現施設運営体制の検討 需要予測により、現状では中部ふるさと斎場の琴浦町の受け入れは困難であり、町民の利便性も考慮し、当面は適正な維持管理を行いながら現施設を管理運営していく。 鳥取県中部の人口も減少が進む中、中部ふるさと斎場との統合が可能な時期を整理するとともに、琴浦町単独で斎場を管理する場合との費用負担についても詳細な比較資料を作成し、検討する。</p> <p>使用料の見直し 継続して使用していくため、使用料を鳥取中部ふるさと斎場並に改定する。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	検討	条例改正・使用料見直し			
	取組	-	検討	施設の維持管理			
年効果額			-	-1,000千円	-1,000千円		
取組結果	2019(R1)	事業レビューの意見を受けて、管理運営について検討を行なった。環境審議会でも維持管理状況説明し、使用料改定について承認を得た。 <R2年度の取組> 運営体制の検討材料となる比較資料の作成 斎場使用料の見直し(R2.4月から改定料金を適用)					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(8)レビュー対象テーマ		地域おこし協力隊事業					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		企画政策課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 町が協力隊員に期待する効果、目的を明確にして隊員を募集すべき地域おこし協力隊の活動実績と町への効果検証、情報発信が必要</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 外部からの人材活用を必要とする施策に活用 町の課題解決のために、県外からの目線が有効と思えるものなど、外部人材を投入することで効果がある事業に対してこの制度を活用する。 活動の周知強化 隊員の活動をより広く周知するため、町民を対象とした活動報告会の内容の充実、PRの強化及び町各イベントでの活動PRの場を増やしていく。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	町が期待する効果、目的に必要なであれば隊員を募集 				
	取組						
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果	2019(R1)	各隊員の業務内容を明確化した。情報発信について、「広報の活動紹介記事において、毎月1名分の掲載から2名分に変更」、「町民向け活動報告会の開催(3/21)、内容の充実・PRの強化に向け早期着手、検討会等を行った」等強化に努めた。今後は、退任後の定住を見据えて、起業に向けた試験的な取り組みを支援する。					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(9)レビュー対象テーマ		交通費助成 <ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地タクシー助成 ・外出支援タクシー利用助成（高齢者） ・腎臓機能障がい者交通費助成 ・重度障がい者タクシー料金助成 <p style="text-align: right;">2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業</p>					
担当課		企画政策課、すこやか健康課、福祉あんしん課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 交通費助成制度が多くあり、統一に向けて制度の整理・見直し・簡素化をすべき 重複して受給対象となる制度もあり、対象者の整理が必要 所得による制限などの検討が必要</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 現行のタクシーチケットや現金給付による交通費助成制度を一体的に検討し、制度設計の目的に応じた内容とするよう受給要件や助成金額の統合、簡素化を目指す。 交通弱者（公共交通が利用できない、又は、自家用車を運転することが困難）に対する交通費助成制度とし、自家用車による移動が可能な人は対象要件から除外する。 重複して受給が発生しないよう要件を検討する。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	助成制度の整理、検討	実施			
年効果額			-	-404千円			
取組結果			R2年度に向け、3課にまたがる交通費助成制度を目的別に再整理し、利用要件の整理、制度の重複利用解消、助成方法の検討を行った。 検討の結果、制度の重複など見直しにより解消した部分もあったが、制度目的や対象者の移動ニーズを個別に検討したところ、抜本的な制度の統合までは至らなかった。 制度毎の見直し等の内容、理由は、以下のとおりとする。				
		2019(R1)	交通空白地タクシー助成 改善に向けた取組方針から、この制度における要件の見直しについて不要と判断し、現行制度を継続する。 なお、タクシーチケット枚数の統一を検討したが、制度の目的が公共交通空白地における代替交通に対する支援であり、日常生活に必要な買い物や通院等のため、最低限の移動を保障する観点から現行の72枚を継続する。				
			外出支援タクシー利用助成（高齢者） 社会福祉協議会が行っていた外出支援サービスの廃止に伴い、公共交通機関の利用が困難な高齢者の通院を支援するため開始した制度であり、H31から2年間の経過措置期間をもって制度を廃止する。 R2年度は助成額上限額を3,000円から2,000円に引き下げること、課税要件の見直しを行う。				
			重度障がい者タクシー料金助成 R2年度は受給要件を見直し、現行制度を継続する。また、腎臓機能障がい者交通費助成制度との重複利用の解消を行う。				
			腎臓機能障がい者交通費助成 受給要件に住民税本人非課税であることを追加し、距離要件を簡略化する等の見直しを行った。また、支払いのサイクルを3ヶ月毎から半年毎に変更し、事務の簡素化を図った。				
		2020(R2)					
		2021(R3)					

(10)レビュー対象テーマ		交通費助成（作業所等通所障がい者交通費助成） 2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業																									
担当課		福祉あんしん課																									
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 作業所の送迎がない場合、通所に要する交通費の1/2を助成しているが、交通費の助成は作業所が交通費を出すべき 交通費を作業所に助成、作業所から対象者への支払うなど検討が必要</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 交通費助成制度の整理 複数課にまたがる助成制度を整理し、住民にわかりやすくする。 助成方法及び対象者の検討 ・町は助成金を作業所に対して助成し、作業所から本人へ支払う方法を検討する。 ・申請方法、支給回数および助成対象者の見直し</p>																									
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)																				
	取組	-	助成制度の整理、検討	見直し																							
	取組		検討	見直し																							
	取組	-																									
年効果額			-	-35千円																							
取組結果	2019(R1)	<p>検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の交通費助成と目的が異なるため単独で検討を行い、統一できる要件は他の交通費助成と統一する。 交通費を作業所から対象者へ支払う方法について作業所に意見聴取した結果、作業所の事務負担が見込まれ実施に理解が得られなかった。 従来どおり町から対象者へ直接助成し、申請回数を減らすことで対象者の負担軽減を図る。 <p>R2年度からの変更点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者の要件</td> <td>送迎のない作業所に通所している人(A型、B型、移行)</td> <td>送迎のない作業所に通所している人(B型、移行)</td> <td>一般就労を目指し自立を促すため</td> </tr> <tr> <td>自家用車利用</td> <td>要件なし</td> <td>自家用車利用は対象外</td> <td>他交通費助成と統一</td> </tr> <tr> <td>課税の有無</td> <td>要件なし</td> <td>本人非課税</td> <td>他交通費助成と統一</td> </tr> <tr> <td>申請回数</td> <td>年4回</td> <td>年2回</td> <td>利用者の申請負担の軽減及び業務の効率化</td> </tr> </tbody> </table>							変更前	変更後	変更理由	対象者の要件	送迎のない作業所に通所している人(A型、B型、移行)	送迎のない作業所に通所している人(B型、移行)	一般就労を目指し自立を促すため	自家用車利用	要件なし	自家用車利用は対象外	他交通費助成と統一	課税の有無	要件なし	本人非課税	他交通費助成と統一	申請回数	年4回	年2回	利用者の申請負担の軽減及び業務の効率化
			変更前	変更後	変更理由																						
		対象者の要件	送迎のない作業所に通所している人(A型、B型、移行)	送迎のない作業所に通所している人(B型、移行)	一般就労を目指し自立を促すため																						
		自家用車利用	要件なし	自家用車利用は対象外	他交通費助成と統一																						
		課税の有無	要件なし	本人非課税	他交通費助成と統一																						
申請回数	年4回	年2回	利用者の申請負担の軽減及び業務の効率化																								
	2020(R2)																										
	2021(R3)																										

(11)レビュー対象テーマ		社会福祉協議会補助金					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		福祉あんしん課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 事業の区分け「社会福祉協議会の独自事業」、「町との連携事業」、「町からの委託事業」をはっきり分けたほうがよい。社会福祉協議会でなければできない事業を補助すべき。町が補助している事業の成果及び効果がわかりづらい。福祉センターの施設管理は全国的にみると自治体が行っている。老朽化した浦安地区公民館を福祉センターへ移転し、社会福祉協議会との複合化を検討すべき。</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 事業内容の見直しと評価 社会福祉協議会と町で事業内容の見直し、事業の区分けを明確にし、社会福祉協議会でなければできない事業を支援する。 福祉センターの施設管理 町は管理について検討し、地区公民館の機能移転や活用方法を関係機関と協議する。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	関係課との協議	事業の評価と一部見直し	事業の評価と見直し		
	取組	-	関係課との協議	事業の評価と一部見直し	事業の評価と見直し		
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果	2019(R1)	<p>社会福祉協議会の来年度事業の支出、収入、職員配置について、事業内容の確認を行った。</p> <p>< R2年度の取組 > 地域福祉にかかる事業のうち支援すべき事業を精査するとともに、事業費(ヒト、モノにかかる費用)を対象とした補助制度へ見直す。(これまでの人件費補助からの見直し) R2年度は、福祉センター管理費を町が補助金として負担する。(サービス事業部分を除く管理費の100%を補助) 福祉センターの町への移管については、浦安地区公民館との複合化の可否を検討し、関係団体と協議を行う。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(12)レビュー対象テーマ		シルバー人材センター運営補助金 2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		すこやか健康課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 仕事の依頼はあるが対応ができていないため、シルバー人材センターの会員確保に努めるべき。 料金単価は安価であり、値上げすべき。(会員の収入アップのため) ハローワーク等との連携を図り、しっかり収入を確保したい高齢者ニーズのマッチングを行う。</p> <p>(2)シルバー人材センターの方針と町の改善等に向けた取組方針 ・料金単価を自由に適正な価格設定をすることは大事であるが、近隣のシルバー人材センターとの均衡を保ちたいという考えがある。 ・商工観光課、ハローワークと連携を図り、しっかりした収入の確保を希望する高齢者と人手不足の民間企業のマッチングができるよう支援する。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	連携強化 				
	取組	-	ニーズ調査、検討 				
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果	2019(R1)	<p>運営費補助を行い、事業継続を図った。 <R2年度の取組> ハローワークとの連携強化、ニーズのマッチングができるよう支援していく。 適正な料金単価について町として助言していく。</p>					
	2020(R2)						
	2021(R3)						

(13)レビュー対象テーマ		商工会補助金					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		商工観光課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 商工に関する専門性のあるものは商工会に任せ、行政は組織体制の支援を行うべき。 補助金の対象となっている商工会の事業の効果検証が十分でない。</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 町と商工会の役割を明確化 町は中小企業・小規模企業振興計画の策定など総合的な振興を図る機関、商工会は町内企業の経営の向上や改善に向けた支援・助言を行う専門機関として役割を分担し、協働して商工業の振興を図る。</p> <p>補助金の見直し 補助金の成果指標を設定し、補助金の効果検証を行うとともに、対象経費の見直しを行う。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	検討	見直し	見直し		
	取組	-	検討・協議	見直し	検証		
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果		2019(R1)	<p>町の役割、商工会の役割等について、商工会と協議 成果目標の設定について、商工会と協議 < R2年度の取組 > 従来の補助金対象を見直し、事業費(ヒトとモノにかかる費用)を補助することとし、町が支援する対象を明確にするよう補助金を見直す。(支援した成果の説明ができる補助金へ見直し)</p>				
		2020(R2)					
		2021(R3)					

(14)レビュー対象テーマ		観光情報発信業務					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担当課		商工観光課					
取組内容		<p>(1)町民評価員の主な評価 組織的に行政と繋がりすぎて行政の仕事と変わらないため、切り離して民間のノウハウが必要。 観光情報発信業務は、観光協会自身の目的のため、委託から補助へ見直すべき。(観光協会が発行するパンフレット作成は本来、観光協会の業務であり、町が業務を委託するものではない) 町民の理解も含め、会費の増額や民間の方に自由に会員になってもらう制度づくりを</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 町は観光を通じて住民の生活向上を目指し、観光戦略の策定やインフラ整備を行う。観光協会は観光振興に長期にわたり携わってきた経験を強みとして民間事業者との連携が必要な業務や情報発信等を担う。 観光協会としての目的や役割を意識し、民間の感覚や手法を用いて機動力のある観光振興事業を実施していただくよう促す。 観光協会の実施する事業を補助金として支援する事業や施設管理などの委託する業務に整理する。</p>					
工程	年度	2018(H30)以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	協議	見直し			
	取組						
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果		2019(R1)	<p>町の役割、観光協会の役割について、観光協会と協議 <R2年度の取組> 委託(本来が町が行う事業の委託)、補助(観光協会の独自事業へ支援)、負担金(町が会員として負担すべきお金)を整理して協働による観光振興を行う。 観光振興の観点から観光協会の体制強化について、協議を継続する。</p>				
		2020(R2)					
		2021(R3)					

(15)レビュー対象テーマ		白鳳祭					
		2019年度(R1年度)事業レビュー対象事業					
担 当 課		商工観光課					
取 組 内 容		<p>(1)町民評価員の主な評価 寄付や物品の売上など収入を増やす工夫をすべき。 住民主体をさらに進め、若者の参画を。 行政も実行委員会として参画を。 小中学生が大人になっても心に残る祭りを。後の世代にも繋げ、誰もが楽しめる夏祭りにしてほしい。 町内の他の祭りも含め、琴浦3大祭りとするなど、行政はコーディネートに重点をおくべき。</p> <p>(2)町の改善等に向けた取組方針 実行委員会(町民)主体による運営体制を確立し、多くの町民が携われる祭へと改善する。 行政は祭への関わり方を見直し、実行委員の一員として住民と協働で祭りを盛り上げていく。 行政の関わり方に応じて、補助金から負担金への変更を検討する。 (行政職員が実行委員として参加する場合、負担金)</p>					
工 程	年度	2018(H30) 以前	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)	2023(R5)
	取組	-	見直し	見直し	体制整		
	取組	-					
	取組	-					
年効果額			-	-	-		
取組結果		2019(R1)	R2年度の開催に向けた実行委員会の開催した。 (1)運営体制について協議 (2)R2年度の内容について協議 < R2年度の取組 > 実行委員会に職員が出席し、R1年度に立ち上がった町民主導の体制により祭を開催する。(R2年度は補助金として開催を支援)				
		2020(R2)					
		2021(R3)					